

# 水道事業経営の現状と課題

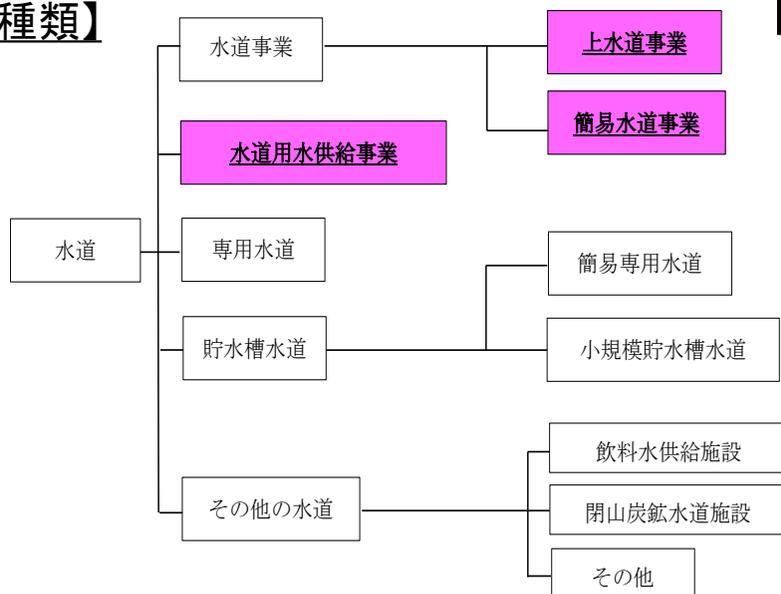
総務省自治財政局  
公営企業経営室

# 水道事業の概要

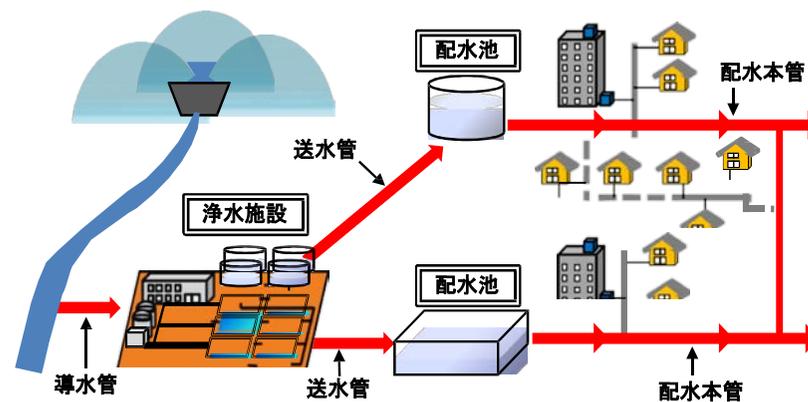
## 【事業の概要】

- 「水道」とは、導管等により、人の飲用に適する水を供給する施設の総体をいう。水道の種類について図示すると概ね以下のとおり。
- 「水道」は「水道事業」、「水道用水供給事業」、「専用水道」、「貯水槽水道」及び「その他の水道」に分類され、「水道事業」のうち、給水人口が5千人よりも多いものを「上水道事業」といい、給水人口が5千人以下のものを「簡易水道事業」という。
- 「水道用水供給事業」とは、水道事業者に対してその用水を供給する事業のことをいい、「その他の水道」は、「飲料水供給施設」、「閉山炭鉱水道施設」、「その他」に分類される。
- このうち、水道事業債の対象となるのは、「上水道事業」、「簡易水道事業」、「水道用水供給事業」に係る建設改良等である。

## 【水道の種類】



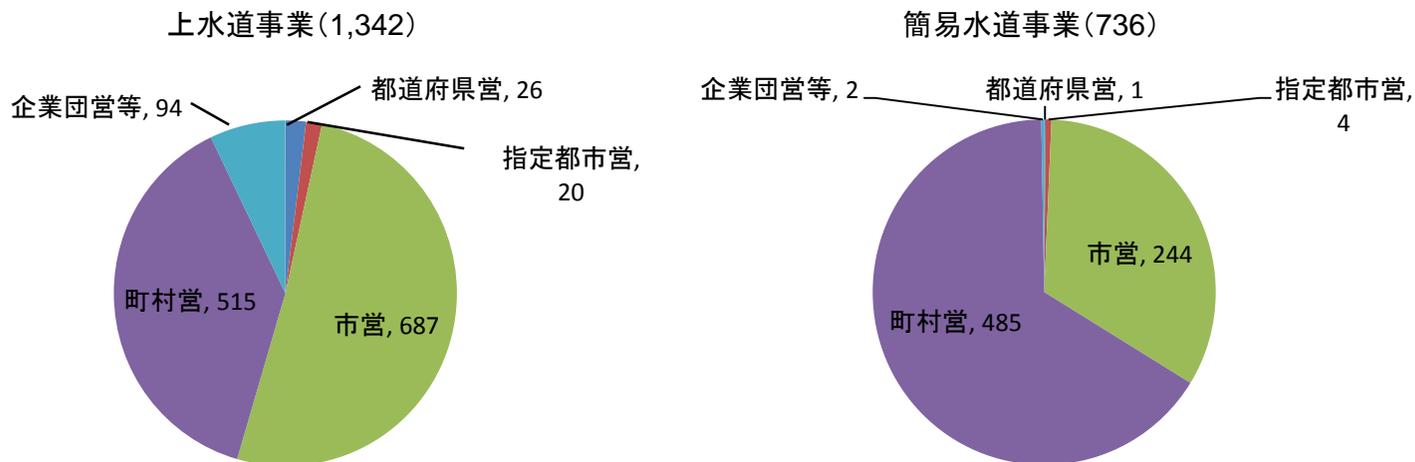
## 【水道施設のイメージ】



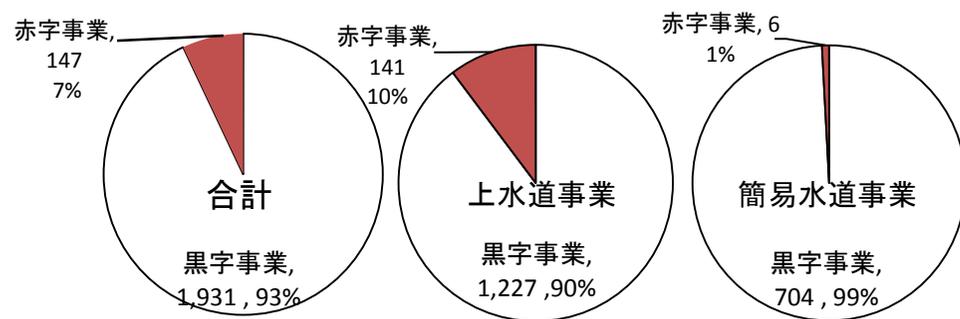
※ 特別会計を設置している飲料水供給施設及び閉山炭鉱水道施設の整備事業も水道事業債の対象となる。

# 水道事業の平成27年度決算の状況

(1) 経営主体別事業者数 ※建設中の事業を除く



(2) 経営状況



総収支額 (単位:億円、%)

年度	23	24	25	26	27
収支別					
黒字	2,365	2,546	2,684	2,754	3,891
(対前年度伸率)	△ 18.1	7.7	5.4	2.6	41.3
赤字	265	174	166	941	258
(対前年度伸率)	△ 61.4	△ 34.3	△ 4.6	466.9	△ 72.6
計	2,101	2,372	2,518	1,814	3,634
(対前年度伸率)	△ 4.6	12.9	6.2	△ 28.0	100.3

※上水道事業には、建設中の事業（2事業）を除き、法適用の簡易水道事業（26事業）を含む。

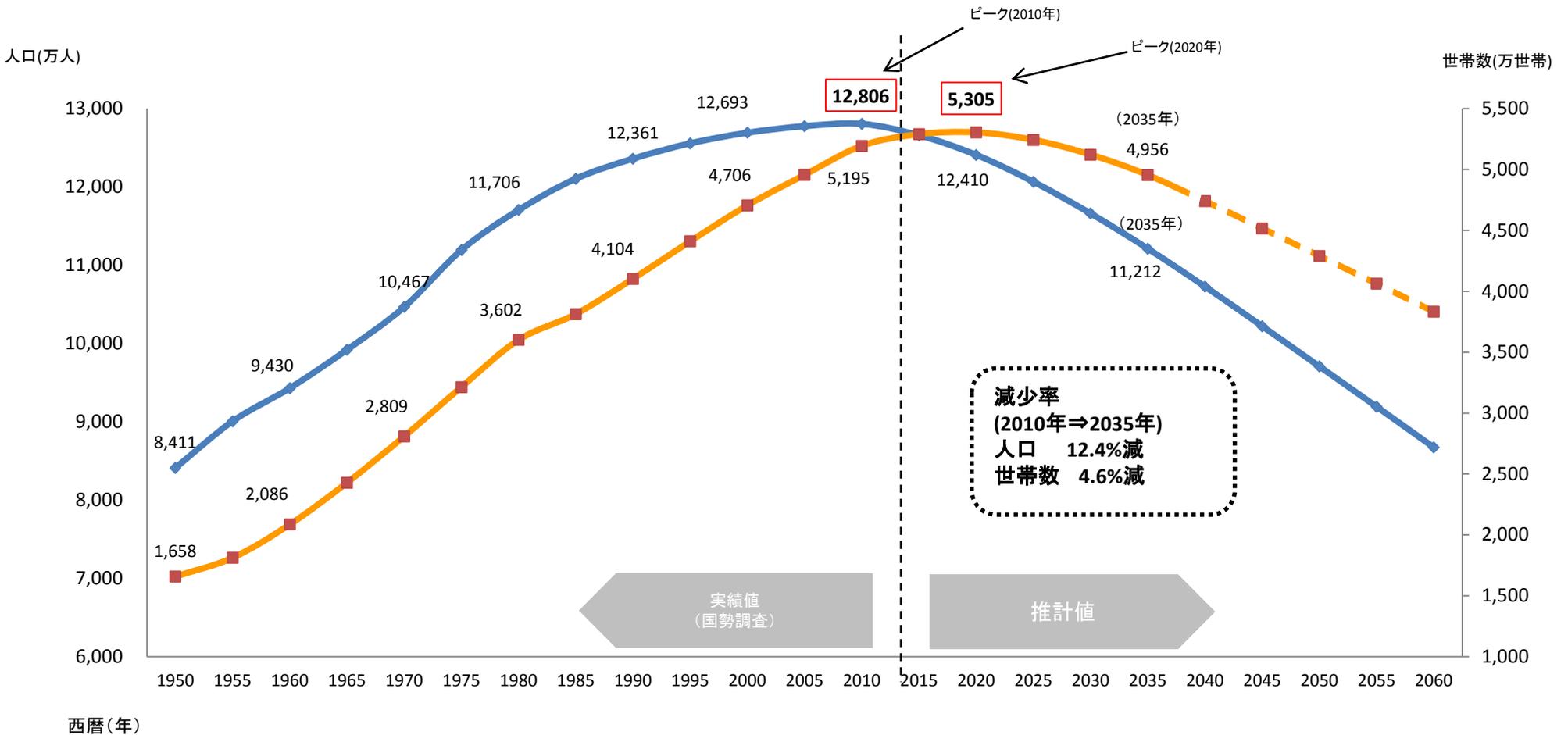
※簡易水道事業には、建設中の事業（1事業）を除く。

# 人口と世帯数の推移

人口減少ほどには世帯数は減少しない。

人口減少に伴い**収入は大幅に減少**する一方、**供給の必要性**はさほど減少しない。

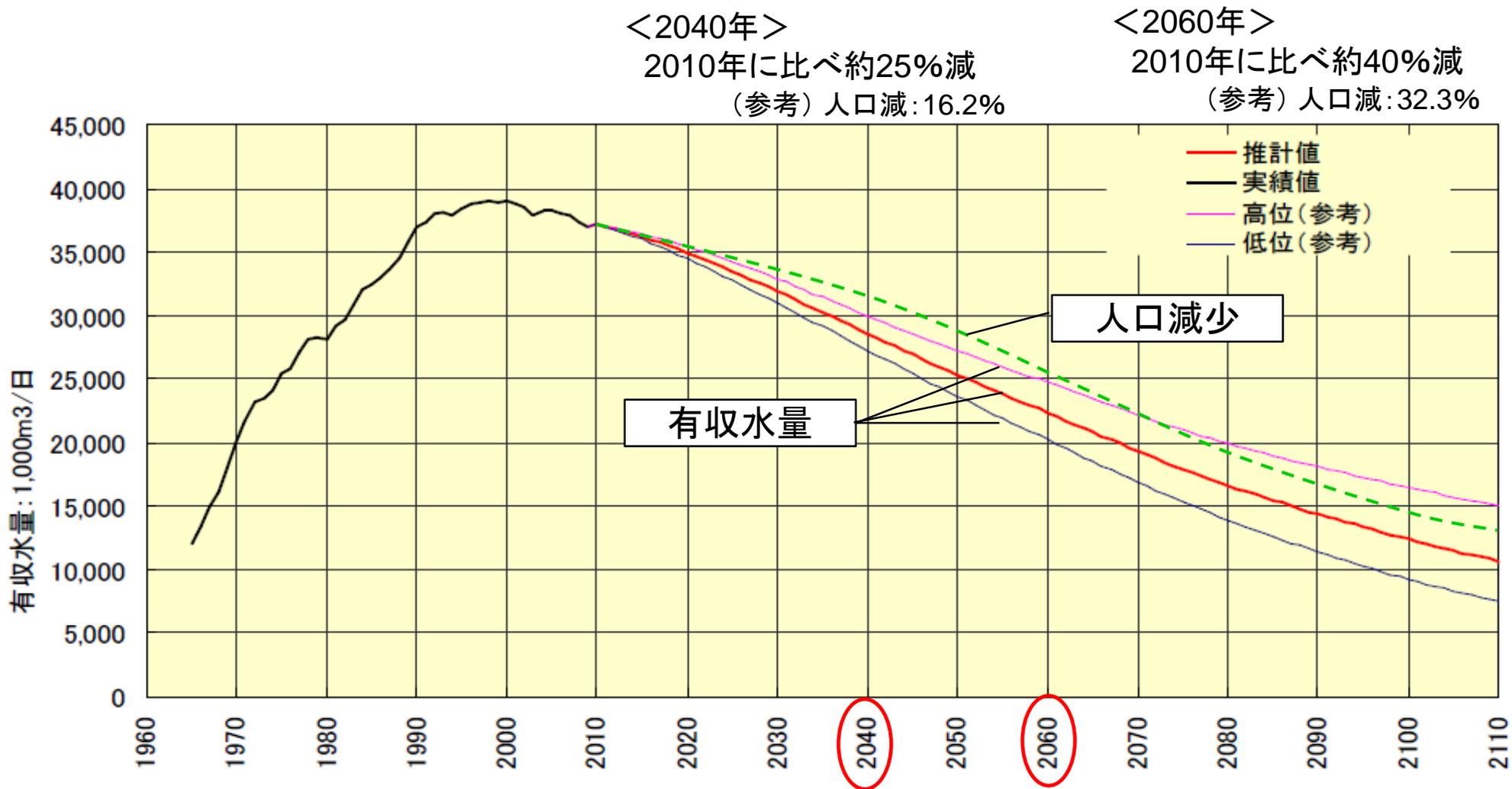
人口減少、収入減少下においても**一定の資産維持が必要**。



※総務省「国勢調査」、国立社会保障・社会人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計):出生中位・死亡中位推計」及び「日本の将来推計世帯数(平成25年1月推計)」より作成

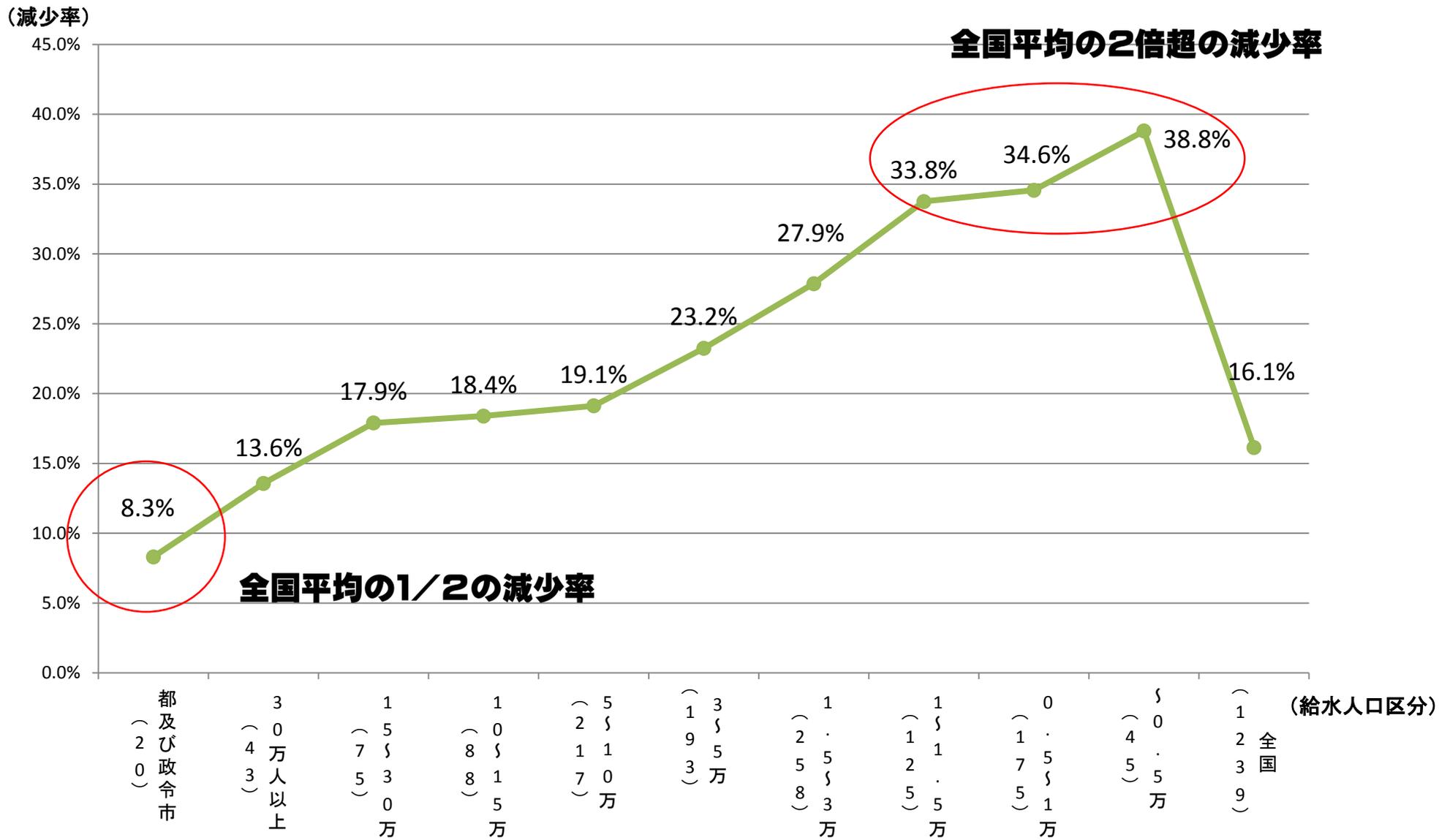
●人口 ●世帯数

# 水道事業の将来の需要水量(有収水量ベース)



「第3回新水道ビジョン策定検討会 資料-4 将来の事業環境」P17を加工

# 給水人口規模別の人口減少率(2010年⇒2040年)



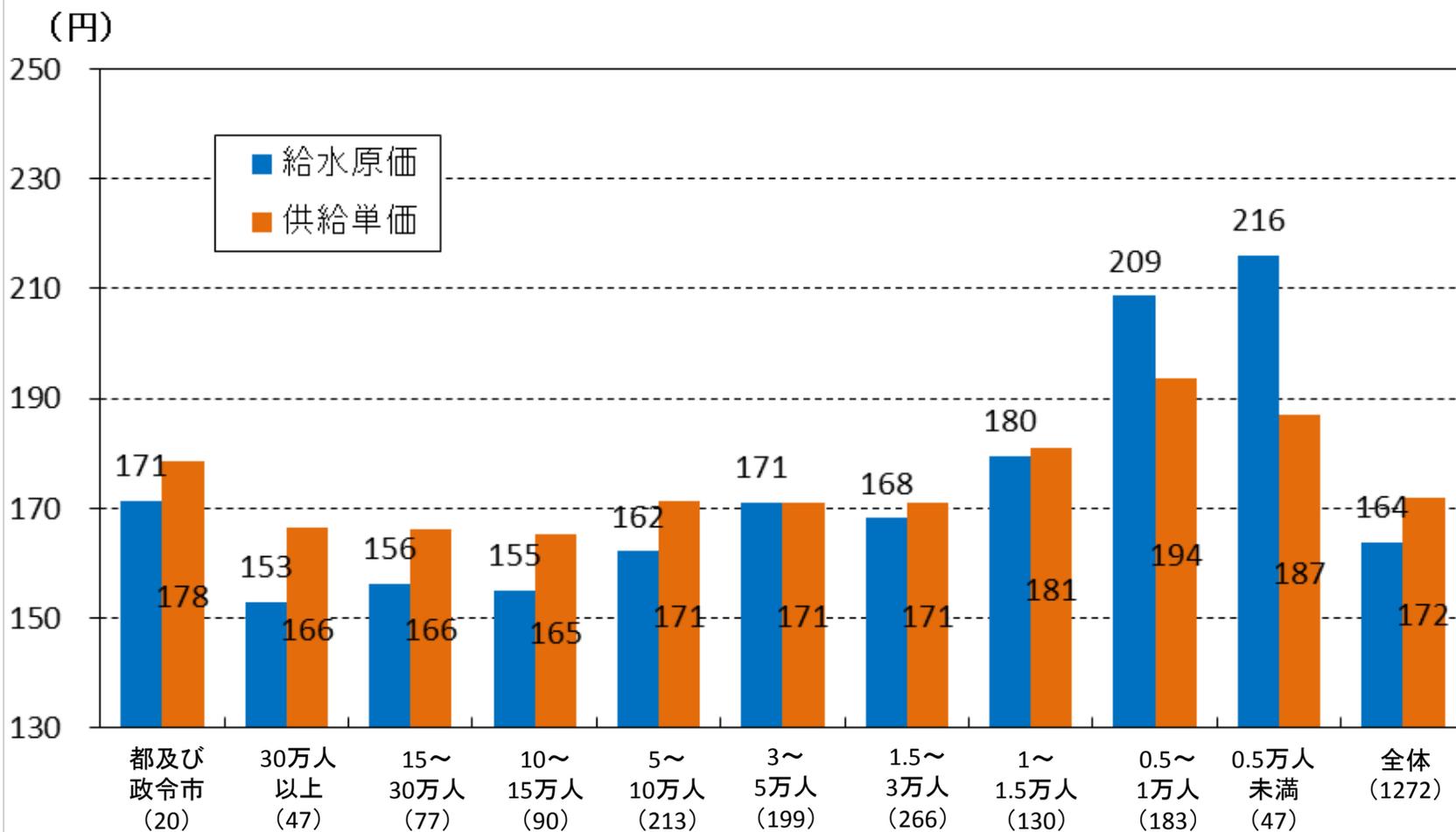
※ 2010年から2040年の人口減少率

※ 減少率は各給水人口区分内の団体の単純平均

※ 福島県及び一部の末端事業者の推計人口のデータがないため、上水道末端事業者数と一致しない

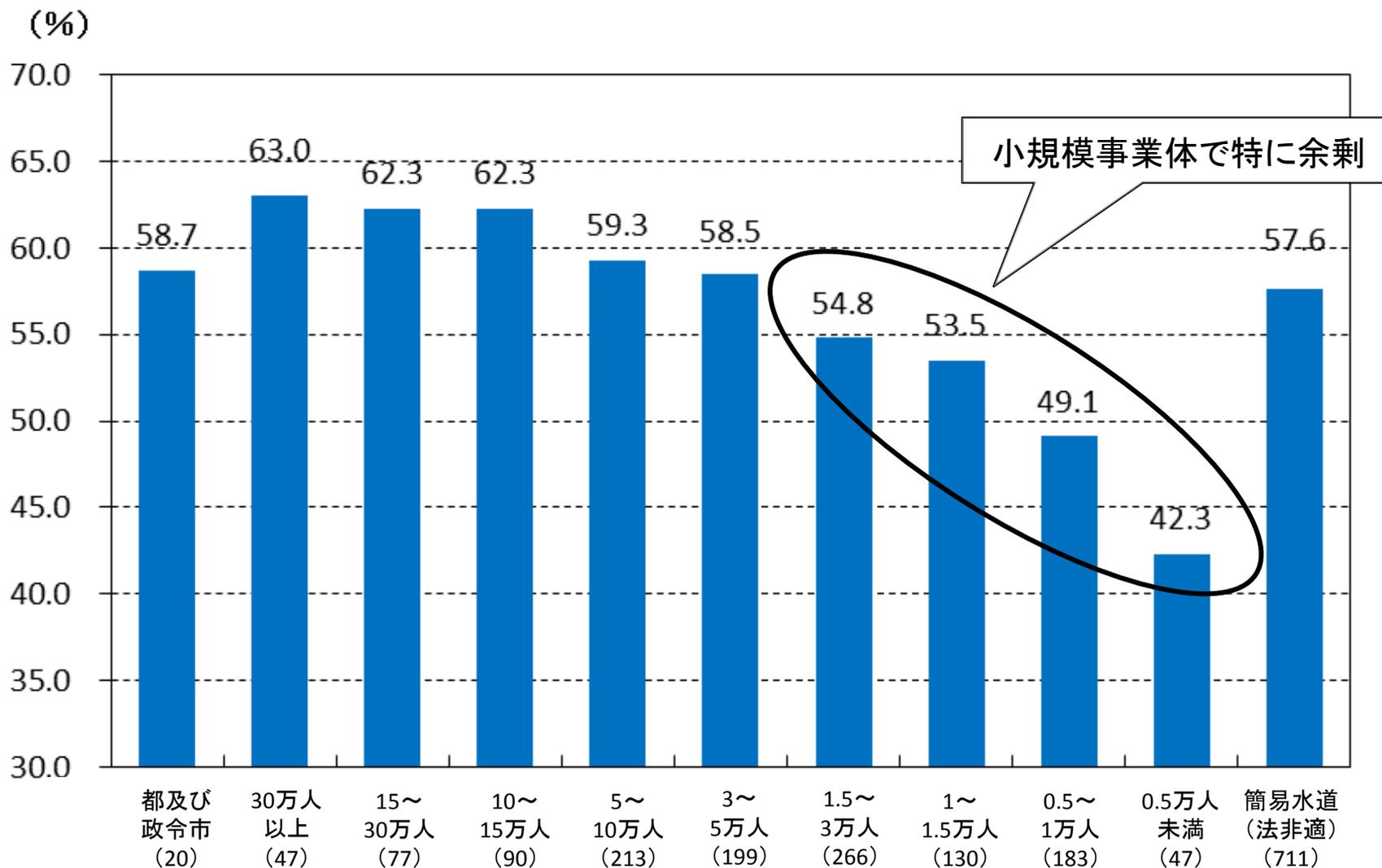
# 給水人口規模別の給水原価及び供給単価(上水道事業)

○ 上水道全体としては料金で原価をまかなえているものの、給水人口規模別にみると、小規模団体ほど原価が高くなり、料金でまかなえていない傾向がある。



※ 平成27年度決算ベース。福島県浪江町を除いている。  
 ※ 給水原価、供給単価は、各給水人口区分内の団体の加重平均。  
 ※ ( )内は各給水人口区分内の団体数。

# 給水人口区分別施設利用率(上水道(末端)・簡易水道)



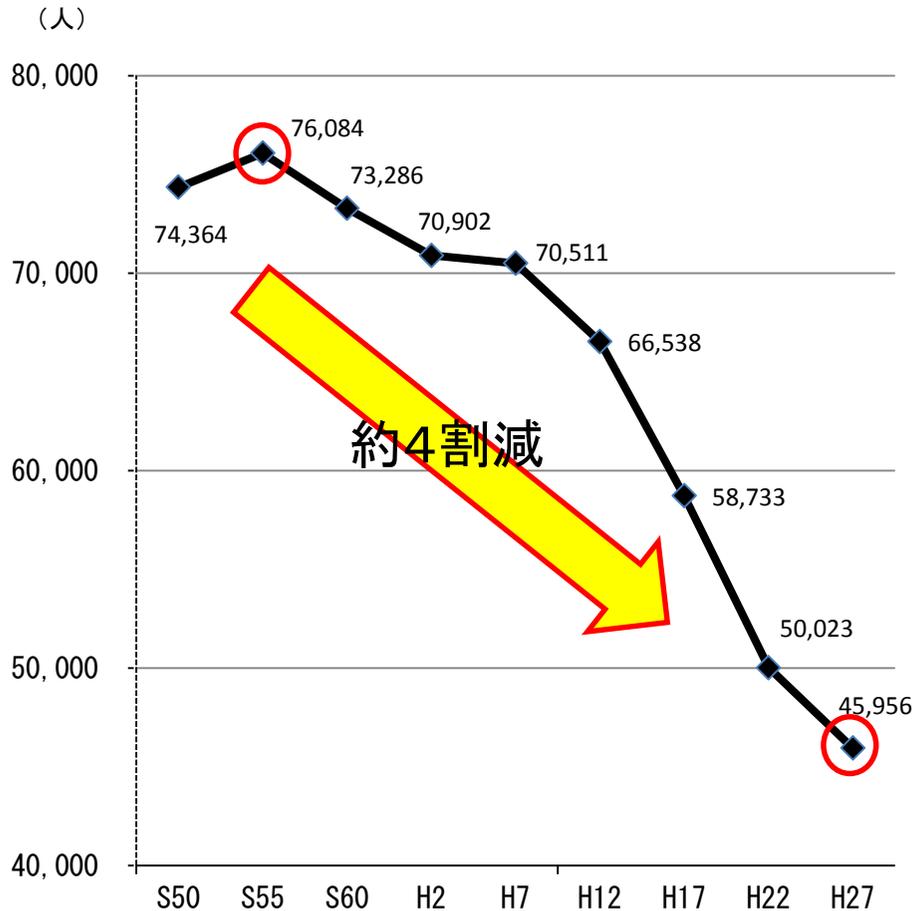
※ 平成27年度決算ベース。福島県浪江町を除いている。

※ 施設利用率(1日平均配水量/1日配水能力)は、各給水人口区分内の団体の加重平均。

※ ( )内は各給水人口区分内の団体数。

# 水道事業における職員数の状況

## 職員数の推移



出典：公営企業決算統計

## 給水人口別の平均職員数

(単位：人)

給水人口区分	職員数 (A)	事業体数 (B)	平均職員数 (A)/(B)
30万人以上	21,518	66	326
15万人～30万人	5,315	77	69
10万人～15万人	3,083	90	34
5万人～10万人	4,447	213	21
3万人～5万人	2,493	200	12
1.5万人～3万人	2,108	266	8
1.5万人未満	1,479	361	4
簡易水道事業	1,670	736	2

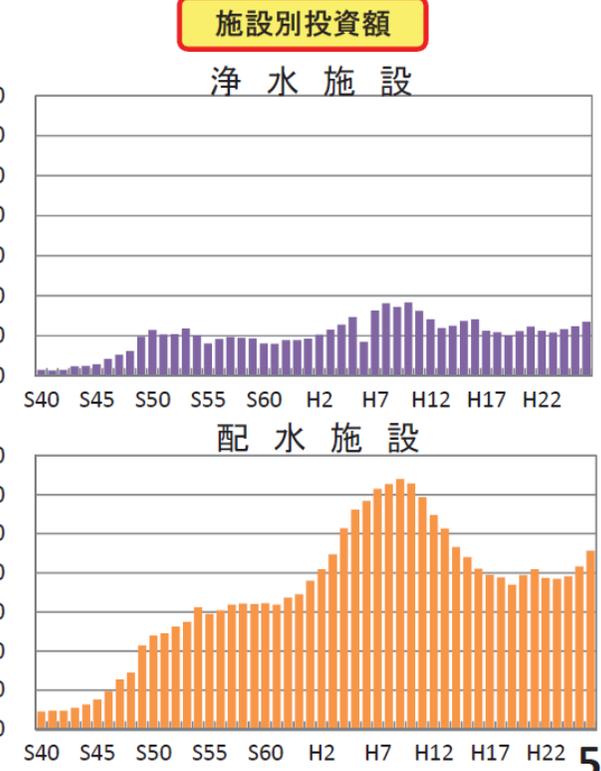
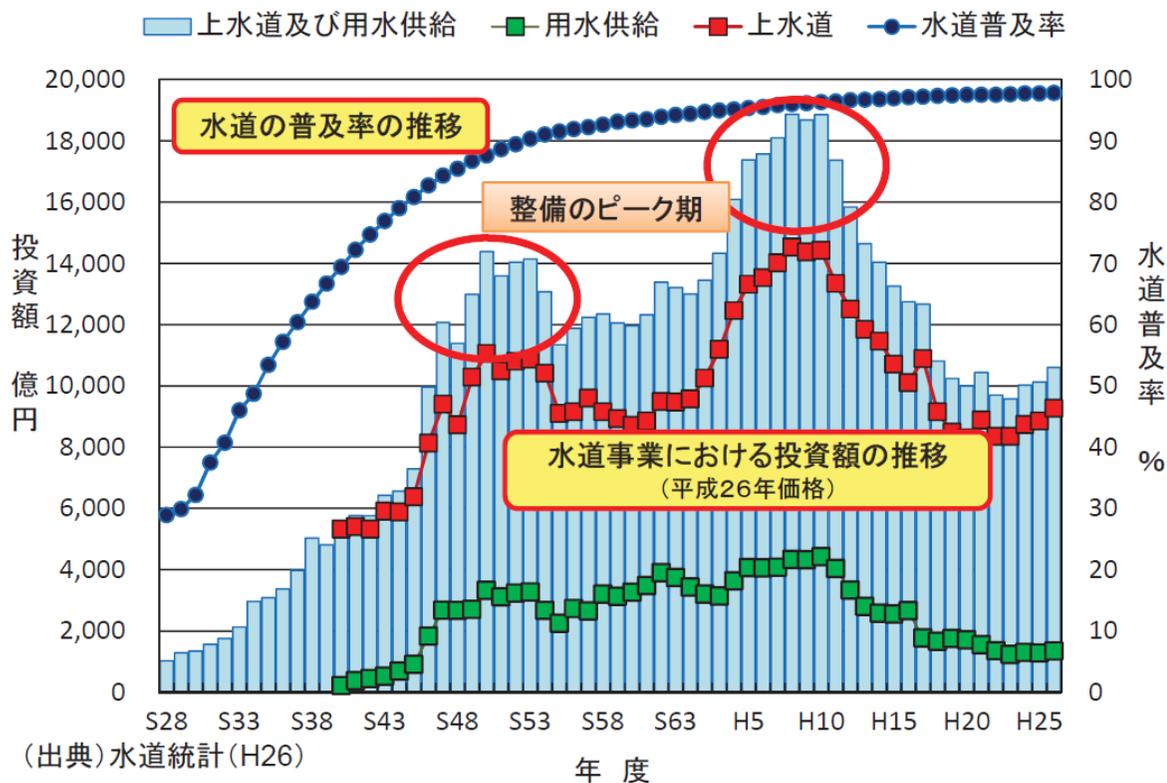
(注) 1. 簡易水道事業とは、給水人口5,000人以下の事業をいう。

2. 用水供給事業及び建設中の事業は除く。

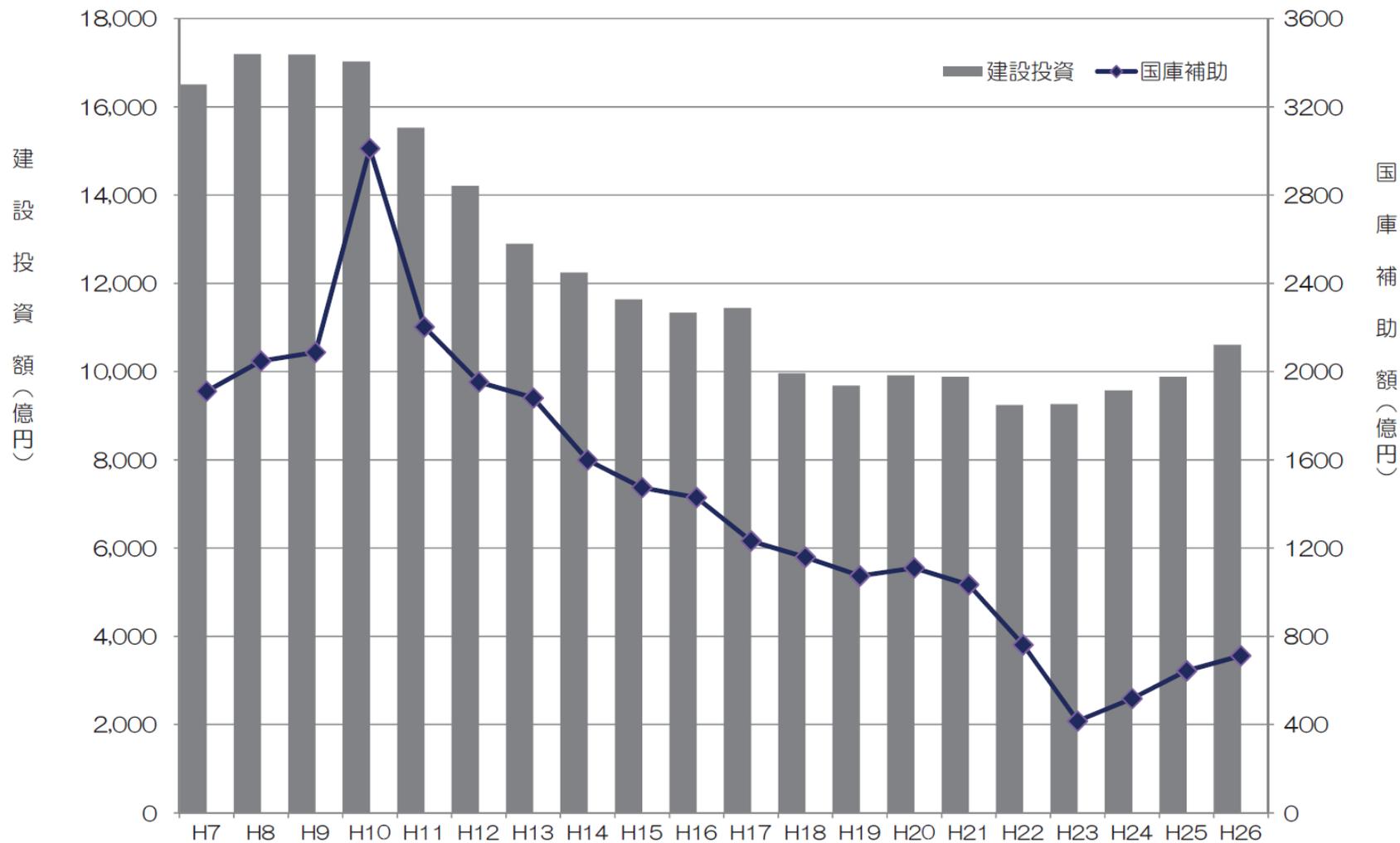
(出典) 地方公営企業決算状況調査(H27決算)

# 水道の普及率と投資額の推移

- 水道の普及率は、平成26年度末で97.8%。高度成長期に水道普及率は急激に上昇しているが、その時代に投資した水道の資産（特に整備のピーク期）の更新時期が到来している。
- 各年度における投資額の約6割は送配水施設（主に管路）が占めている。整備のピークは2回とも、浄水施設＋送配水施設と考えられるが、特に2回目は配水施設への更新に係る投資額が格段に大きい。
- 一方、投資額が近年減少しており、本来投資すべき更新需要がさらに老朽化することが懸念されることから、アセットマネジメントを通じた計画的な更新と水道料金収入の確保がなされるよう取り組む必要がある。



# 水道施設の建設投資と国庫補助の推移

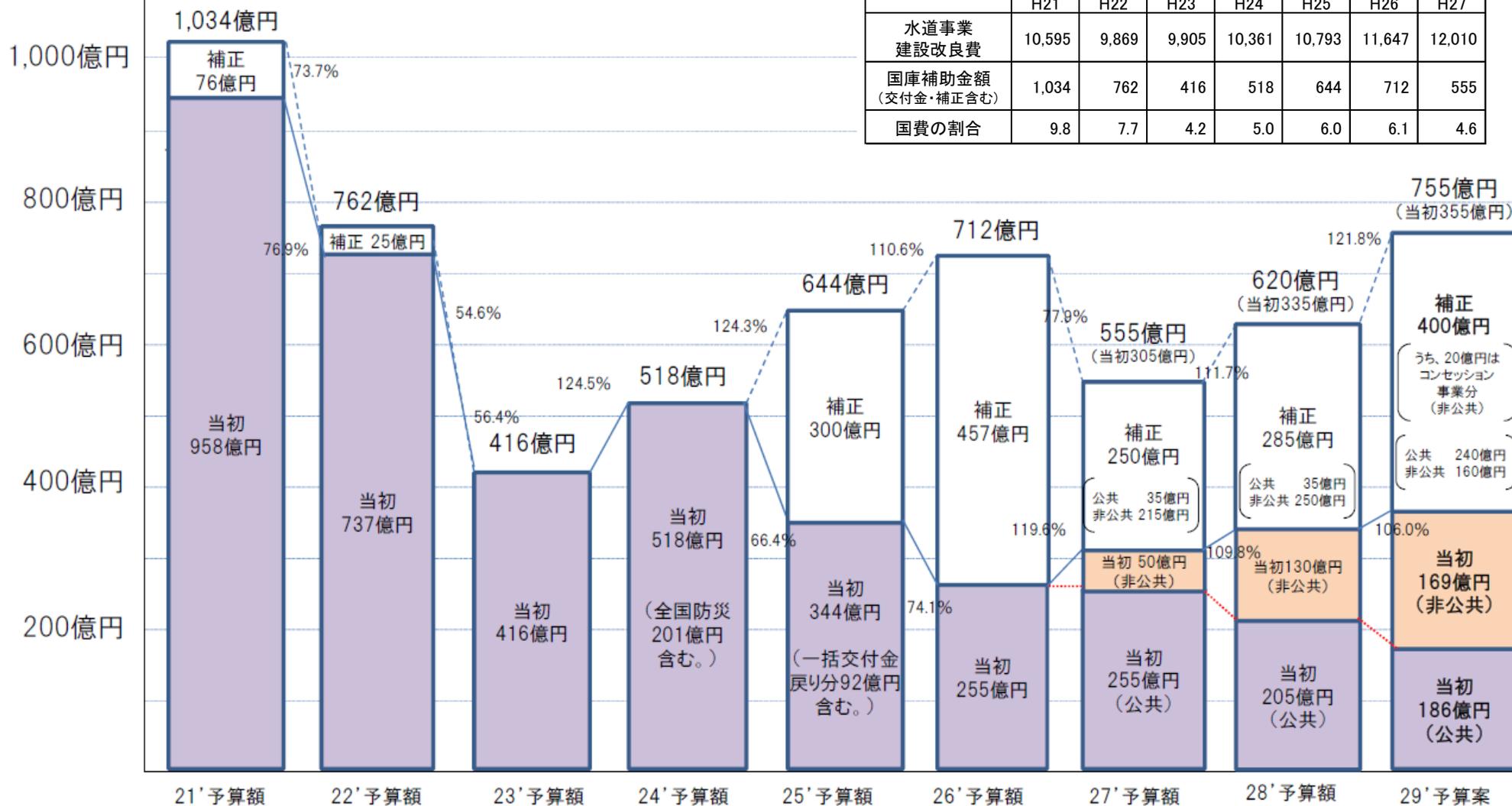


# 水道施設整備費 年度別予算額推移 (平成21年度から平成29年度)

(参考) 国費と建設改良費の関係

(単位: 億円、%)

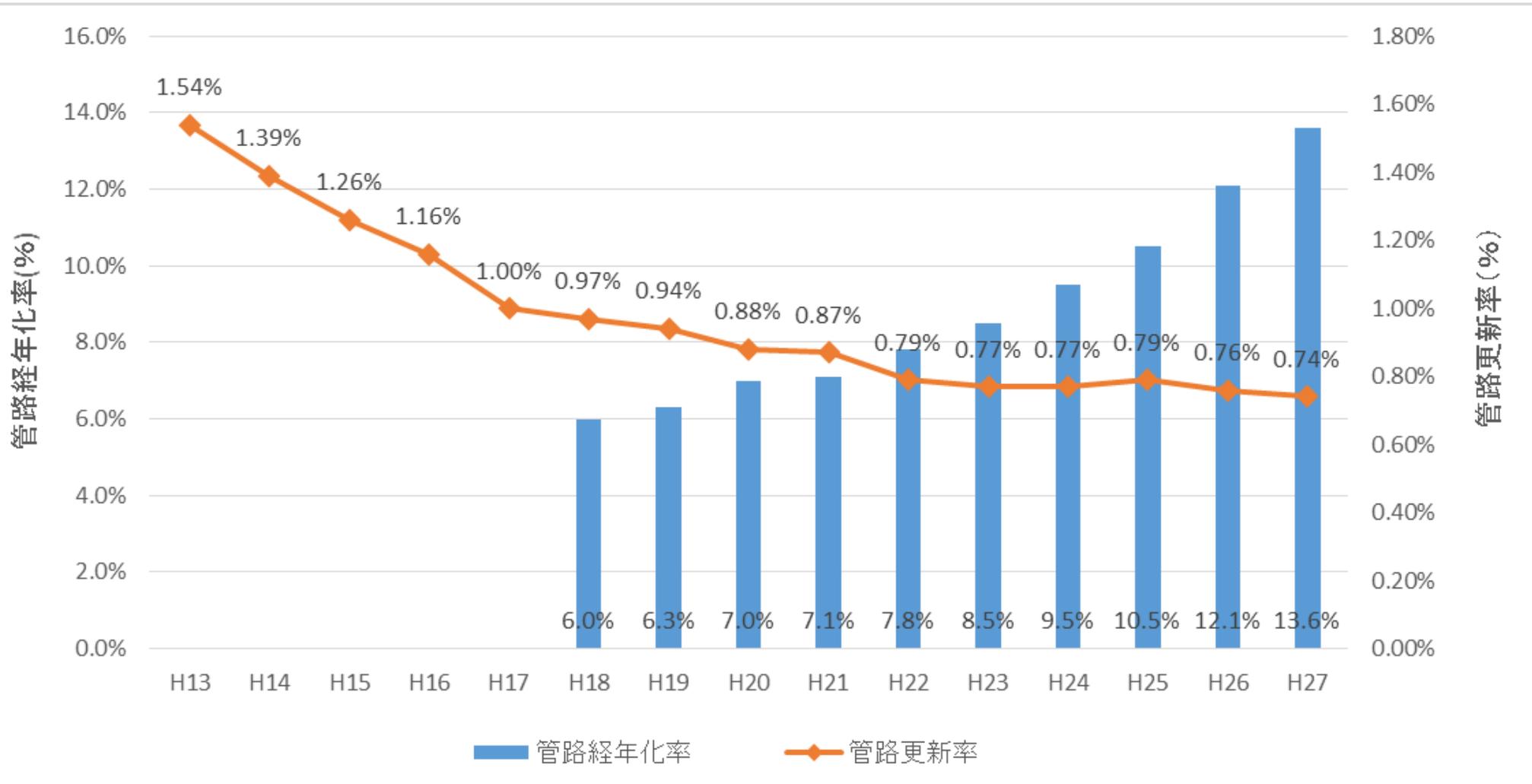
	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
水道事業 建設改良費	10,595	9,869	9,905	10,361	10,793	11,647	12,010
国庫補助金額 (交付金・補正含む)	1,034	762	416	518	644	712	555
国費の割合	9.8	7.7	4.2	5.0	6.0	6.1	4.6



注1) 内閣府(沖縄県)、国土交通省(北海道、離島・奄美地域、水資源機構)計上分を含む。

注2) 億円単位未満を四捨五入しているため、合計額は一致しない

# 管路経年化率及び管路更新率の現状

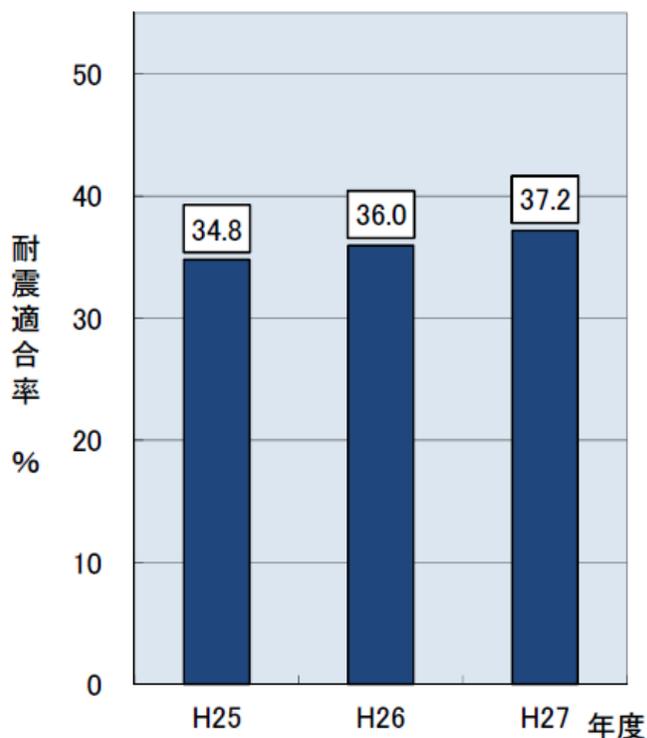


※管路経年化率のH17以前の統計数値なし。

# 水道施設における耐震化の状況（平成27年度末）

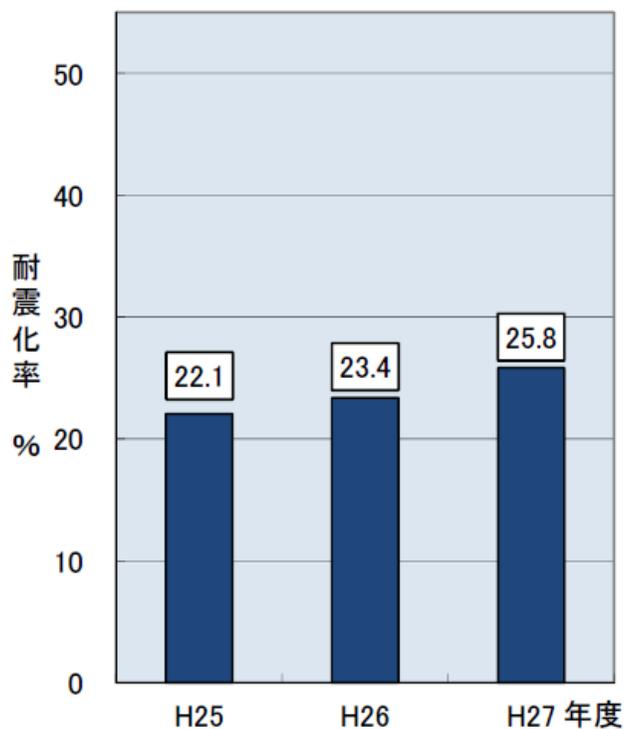
## 基幹管路

- 平成26年度から1.2ポイント上昇しているが、耐震化が進んでいるとは言えない状況。
- 水道事業者別でも進み具合に大きな開きがある。



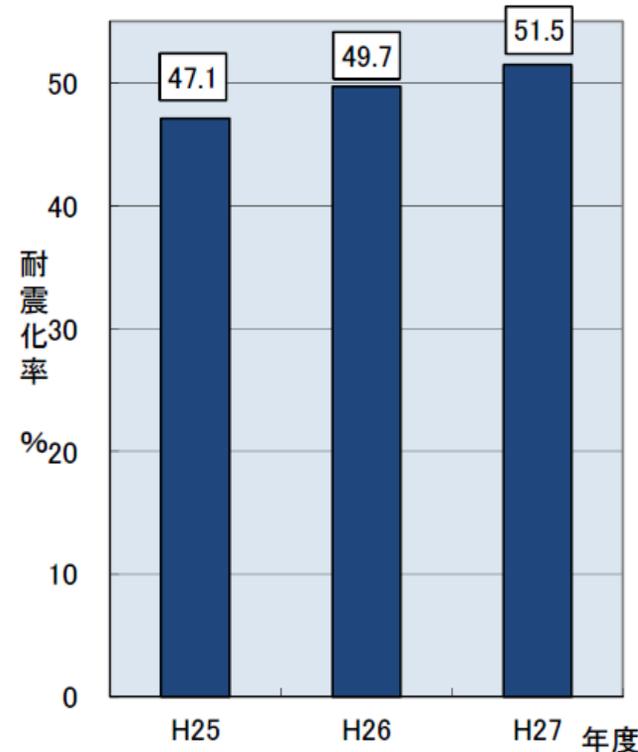
## 浄水施設

- 施設の全面更新時に耐震化が行われる場合が多く、基幹管路と比べても耐震化が進んでいない。



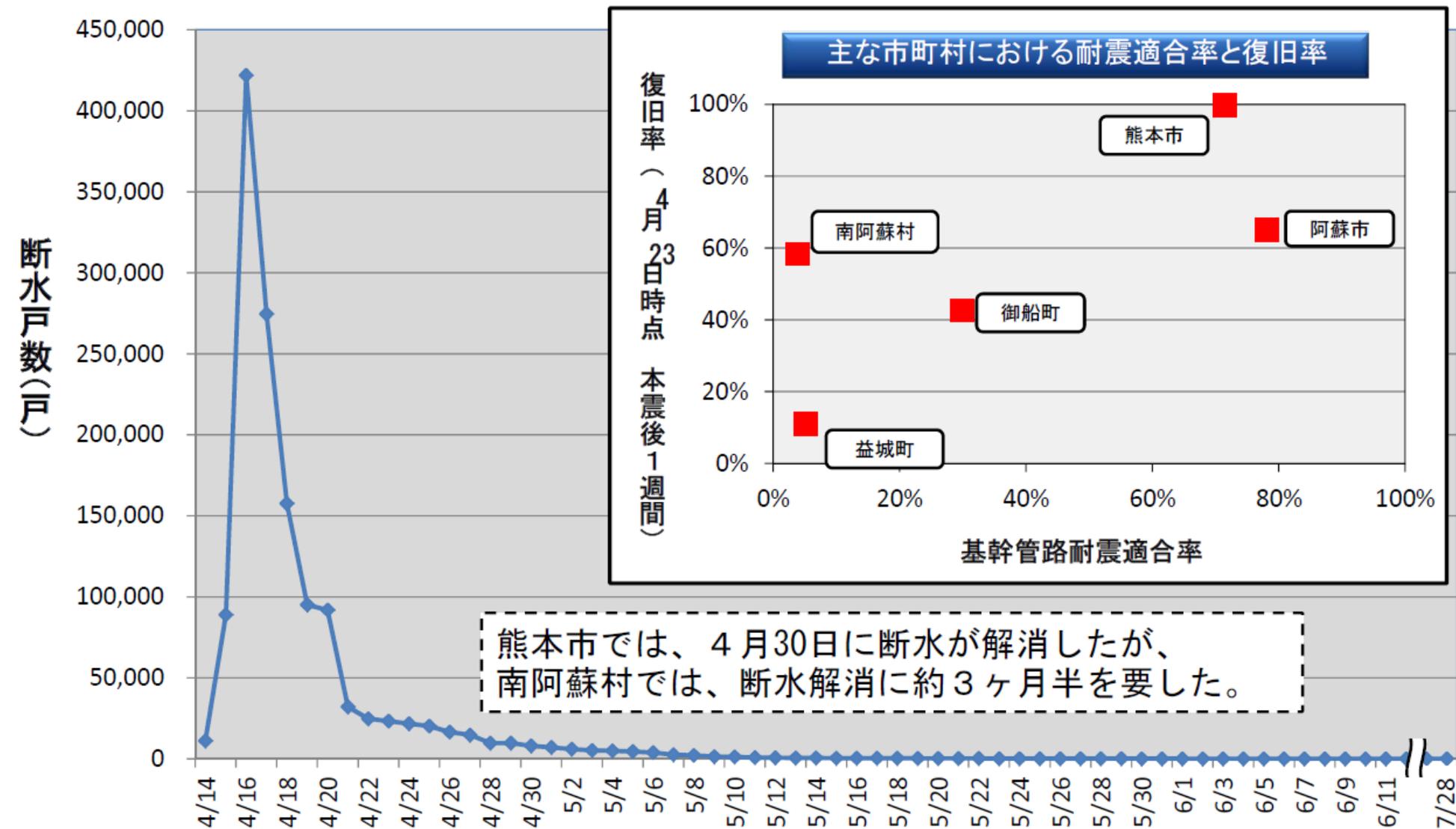
## 配水池

- 単独での改修が比較的行きやすいため、浄水施設に比べ耐震化が進んでいる。



※厚生労働省作成資料

# 熊本地震における水道の復旧経過



熊本市では、4月30日に断水が解消したが、南阿蘇村では、断水解消に約3ヶ月半を要した。

※4/27以降、地震により家屋等が大きく損壊した地域における断水戸数は、地域の復興見込みに合わせて水道も復旧・整備する予定として市町村から報告のあったものであるため、復旧率を計算する際の断水戸数に含めないこととした。

### ● 人口減少に伴う料金収入の減少

- ・収入は大幅に減少するが、供給の必要性はそれほど減少せず、人口減少、収入減少下においても一定の資産維持が必要
- ・人口減少率は、小規模団体ほど大きく、また、このような小規模団体の料金回収率が100%を割る率が高いことを鑑みると、小規模団体ほど水道事業の経営が厳しくなることが想定される
- ・更に、小規模団体ほど施設利用率も低いことや平均職員数の少ないことから、安定的に事業継続するための検討を含め、経営改善の取組が必要

### ● 老朽化及び耐震化に伴う更新投資の増加

管路経年化率:13.6%(全国の管路の13.6%が耐用年数を超えている)

管路更新率:0.74%(1年に0.74%を更新≡全ての管路更新に約135年かかる)

基幹管路の耐震適合率:37.2%、浄水施設の耐震化率:25.8%

# 公営企業の経営改革について

## 公営企業の更なる経営改革の全体像

### ○ 公営企業をめぐる経営環境の変化

人口減少等による料金収入減 少子高齢化による医療需要の変化 保有する資産老朽化による大量更新期の到来等

→ 経営健全性の維持、住民サービスの安定的な提供のため、**あり方を絶えず見直し、経営改革を行っていくことが不可欠**

⇒ このため、**「抜本的な改革の検討」と「経営戦略の策定」を両輪に経営改革の取組を推進**

#### 【抜本的な改革の検討】

・ 公営企業が行っている事業の意義、必要性等を検証し、抜本的な改革を検討

⇒ **事業廃止、民営化、広域化等及び民間活用といった抜本的な改革の検討を推進**

#### 【経営戦略の策定】

・ 抜本的な改革の検討を行った上で、10年以上の中長期的な基本計画である経営戦略を策定

⇒ **経営戦略に基づく計画的かつ合理的な経営の推進**

※ 策定に当たっては、広域化等を含む効率化・経営健全化の取組についても必要な検討を行い、取組方針を記載することを求めている

※ 特に、上下水道事業について、広域化等や民間活用の検討に時間を要する場合は、その必要性や基本的な方向性を明記した経営戦略を策定し、その後、具体的な内容が取りまとめられた段階で改めて経営戦略に追加、反映するなどの段階的な対応も考えられる

○ 併せて、これらについてよりの確に取り組むため、公営企業会計の適用や経営比較分析表の活用等を推進（公営企業の経営状況の**「見える化」**の推進）

### 抜本的な改革の検討

事業廃止・  
民営化

広域化等・  
民間活用

### 経営戦略の策定

投資の合理化、財源見直し等  
を行い、経営基盤を強化

### 公営企業の経営状況の「見える化」

公営企業会計の適用や  
経営比較分析表の活用等

# 経済財政運営と改革の基本方針、経済・財政再生アクション・プログラム

## 経済財政運営と改革の基本方針2016(平成28年6月2日閣議決定)(抄)

### 第3章 経済・財政一体改革の推進

#### (3) 地方行財政改革・分野横断的な課題

##### ② 地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度改革

公営企業会計の全面的な「見える化」、公営企業の抜本的な改革(事業廃止、民営化、広域的な連携及び民間活用)の推進、経営戦略の策定を通じた公営企業の経営基盤強化、第三セクター等の改革を着実に進める。

##### ④ 広域化・共同化などの地方行政分野における改革

公営企業等の行う各種事業についても地域の実情を踏まえつつ広域化を進める。

水道事業の広域化に向けて今年度できるだけ早期に都道府県と市町村の検討体制を構築する。

## 経済・財政再生アクション・プログラム(平成28年12月21日経済財政諮問会議決定)(抄)

### 2. 主要分野ごとの改革の取組

#### [3] 地方行財政改革・分野横断的な取組

##### (1) 地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度改革

(改革初年度におけるこれまでの取組状況)

・公営企業(水道事業・下水道事業・病院事業)の広域化等については、水道事業においては各都道府県における広域化等の検討体制の構築を要請した。

(今後の取組)

・公営企業(水道事業・下水道事業・病院事業)の広域化等については、新たにKPIを設定して進捗の検証を行うこととし、独立した改革工程を明記して取り組む(例えば、下水道事業の都道府県構想、新公立病院改革プラン、経営戦略など地方団体の策定する各種計画での具体化を促す。)

KPI…水道(広域連携に取り組むこととした市町村数)【増加、進捗検証】

(注)広域化等とは、事業統合はじめ施設の共同化・管理の共同化などの広域的な連携、下水道事業における最適な汚水処理施設を選択し整備する最適化を含む概念である。

# 経済・財政再生計画 改革工程表

	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
	～2016年度 《主担当府省庁等》	2017年度		2018年度				
	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会				
地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革	<b>&lt;④公営企業、第三セクター等の経営の改革&gt;</b> ○公営企業の抜本的な改革(事業廃止、民営化及び民間活用)の検討の推進							
	○2016年度 ・抜本的な改革の取組状況や課題等について調査するとともに、その結果について、個別団体ごとに公表し、「見える化」を推進 ・抜本的な改革についての優良事例集を作成し、横展開を推進	抜本的な改革の取組状況や課題等について、最新の状況を調査し、結果を公表	・調査結果について、個別団体ごとに公表し、「見える化」を推進 ・優良事例集を更新し、内容を充実 ・更新した優良事例集を活用し、引き続き、横展開を推進	集中改革期間を通じ、同様の取組を実施	左記の取組を踏まえ、更なる方針を検討し、実行	・収支赤字事業数 【2014年度決算(1,174事業)より減少】	・地方の自主的な取組を前提としつつ、地方公営企業分野全体における改革の成果を事後的に検証する指標(収支、繰出金)  ※必要に応じその他の指標も追加	
	○2016年度 研究会を立ち上げ、廃止・民営化等の抜本的な改革の検討に当たっての課題や事業別の改革の方向性等について検討	研究会における検討結果に基づき、抜本的な改革を推進	集中改革期間を通じ、同様の取組を実施	左記の取組を踏まえ、更なる方針を検討し、実行				
《総務省自治財政局》								

# 経済・財政再生計画 改革工程表

		集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
～2016年度 《主担当府省庁等》		2017年度		2018年度					
		通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会				
<p>＜④公営企業、第三セクター等の経営の改革＞</p> <p>○公営企業の抜本的な改革(広域化等)の検討の推進</p>									
地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革	水道	○2016年度 各都道府県における検討体制の構築を推進	広域化等の検討結果の経営戦略への反映を推進			改革期間を通じ、同様の取組を実施	水道 (広域連携に取り組むこととした市町村数) 【増加、進捗検証】	下水道 (広域化に取り組むこととした地区数) 【増加、進捗検証】 ※広域化には、下水道同士だけでなく、集落排水同士、下水道と集落排水との広域化を含む	・地方の自主的な取組を前提としつつ、地方公営企業分野全体における改革の成果を事後的に検証する指標(収支、繰出金)  ※必要に応じその他の指標も追加  (再掲)
		○2015年度 生活基盤施設耐震化等交付金制度を創設	左記交付金を通じて水道事業の広域連携を推進			改革期間を通じ、同様の取組を実施			
		○2016年度 厚生科学審議会生活環境水道部会「水道事業の維持・向上に関する専門委員会」において、制度改正の提言を取りまとめ	都道府県における協議会の設置、基盤強化計画の策定、官民連携等に関する所要の法令改正等			左記制度改正を踏まえ、広域連携を推進			
			広域連携の取組状況・先進事例を把握	左記を踏まえ、事例集等の作成・周知を通じ水道事業の広域連携を推進		改革期間を通じ、同様の取組を実施			
	下水道	○2015年度 下水道法の改正により、広域連携に向けた協議会制度を創設	改正下水道法に基づく協議会の活用による検討・協議を推進			改革期間を通じ、同様の取組を実施	病院 (再編・ネットワーク化に係るプランを策定した病院数) 【増加、進捗検証】		
		○2013年度 関係省庁において「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」を策定	各都道府県において構想の見直しの中で広域化を検討			見直し後の構想に基づき広域化を推進			
	病院		・関係省庁において構想の見直しによる広域化の検討状況を把握 ・上記を踏まえ、広域化の推進について助言			改革期間を通じ、同様の取組を実施	《総務省自治財政局・厚生労働省・国土交通省・農林水産省・環境省》		
		○2014年度 新公立病院改革ガイドラインを策定し、再編・ネットワーク化の推進等に取り組むよう要請	新公立病院改革プランのフォローアップ調査・公表を通じて再編・ネットワーク化に係る取組状況を把握し、重点化した地方交付税措置を通じて引き続き推進			改革期間を通じ、同様の取組を実施			

# 経済・財政再生計画 改革工程表

	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)	
	～2016年度 《主担当府省庁等》	2017年度		2018年度					
	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会					
	<p>＜④公営企業、第三セクター等の経営の改革＞</p> <p>○経営戦略の策定を通じた公営企業の経営基盤強化</p>								
地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革	2016年度より、経営戦略の策定について、地方交付税措置を講じ、集中的に推進				策定の遅れている団体・分野の取組を促進		<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営戦略の策定率【2020年度までに100%】</li> <li>・新公立病院改革プランの策定率【2018年度までに100%】</li> <li>・収支赤字事業数【2014年度決算（1174事業）より減少】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方の自主的な取組を前提としつつ、地方公営企業分野全体における改革の成果を事後的に検証する指標（収支、繰入金）</li> <li>※必要に応じその他の指標も追加（再掲）</li> </ul>	
	○2015年度「経営戦略ガイドライン」の策定	経営戦略の策定に係る進捗状況を調査	広域化等の検討状況を含め、経営戦略の策定に係る最新の進捗状況を調査し、結果を公表	調査結果について、個別団体ごとに公表し、取組状況の「見える化」を推進					集中改革期間を通じ、同様の取組を実施
	○2015年度病院事業について、新公立病院改革プランに基づく再編・ネットワーク化に取り組む地方自治体に対し、地方交付税措置を重点化	病院事業について、再編・ネットワーク化に取り組む地方自治体に対し、重点化して行うこととした地方交付税措置を引き続き実施							集中改革期間を通じ、同様の取組を実施
	○2016年度水道事業について、経営戦略の策定に当たり、広域化等の検討に取り組む地方自治体に対し、地方交付税措置を重点化	水道事業について、高料金対策に係る地方交付税措置に経営戦略策定を要件化							集中改革期間を通じ、同様の取組を実施
		下水道事業について、高資本費対策に係る地方交付税措置に経営戦略策定を要件化							集中改革期間を通じ、同様の取組を実施
	《総務省自治財政局》								

## 第3章 経済・財政一体改革の進捗・推進

### 3. 主要分野ごとの改革の取組

#### (2) 社会資本整備等

##### ⑤ PPP/PFIの推進

上下水道等の経営の持続可能性を確保するため、2022年度(平成34年度)までの広域化を推進するための目標を掲げるとともに、「未来投資戦略2017」及び「PPP/PFI推進アクションプラン(平成29年改定版)」に基づき、コンセッション事業等をはじめ、多様なPPP/PFIの活用を重点的に推進する。また、PPP/PFIを活用した文教施設等の集約化・複合化に向けて、優良事例の横展開等を推進する。

#### (3) 地方行財政

##### ③ 地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度改革

地方公営企業について、マネジメントの向上の観点から、管理者の設置などの経営体制や経営状況の「見える化」、公営企業会計の適用及び外部の知見の活用を推進する方策を講じる。また、公営企業の経営戦略や新公立病院改革プランの策定を促すとともに、抜本的な改革の検討を推進し、進捗状況と効果をチェックする。さらに、事業体間の経営状況の違いを乗り越えて事業統合・再編を進めるなどの先進事例の横展開、将来予測のための簡易支援ツールの活用や試算結果の公表の推進等により、事業統合・再編を含む広域化等の検討の加速に向けた支援を強化する。

# 公営企業の経営のあり方に関する研究会 報告書(概要) 総論

## 公営企業を取り巻く環境の変化と現在の問題状況

- 人口減少等に伴う料金収入の減少、施設等の老朽化に伴う更新需要の増大、大量退職等に伴う職員数の減少、制度改革に伴う影響など、公営企業を取り巻く経営環境は厳しさを増しつつある。
- 特に中小の公営企業では、現在の経営形態を前提とした経営改革の取組だけでは、将来にわたる住民サービスを確保することが困難となる懸念があり、こうした問題点や危機意識について関係者間で共有を図ることが必要。

## 抜本的な改革の必要性

- 現在の経営の効率化・健全化と、将来にわたる安定的な経営の継続のため、各公営企業は、公営企業会計の適用による損益・資産の正確な把握、経営比較分析表の活用、中長期的な投資必要額と財源の具体的な推計等により、事業の現在の課題、将来の見通し・リスクを「見える化」して把握、分析、公表した上で、こうした将来推計も踏まえ、当該事業の必要性と担い手のあり方について、抜本的な改革の検討を行うことが必要である。

## 「抜本的な改革」の検討プロセス

### ①事業そのものの必要性・公営で行う必要性

- 事業の意義、提供しているサービスの必要性について、各事業の特性に応じて検証(※1)  
⇒ 意義・必要性がないと判断された場合には、速やかに事業廃止等を行うべき
- 事業の継続、サービスの提供自体は必要と判断された場合でも、収支や採算性、将来性の点から、公営で行うべきかどうかを検討 ⇒ 民営化や民間譲渡について検討

(※1): 例えば、水道事業及び下水道事業は、地方公共団体の事業主体としての位置付けが法定されており、②・③を検討する。

### ②事業としての持続可能性

- 人口減少等に伴う料金収入の減少、施設の更新需要や老朽化の程度、制度改革による影響等の経営上の課題等を勘案し、事業としての持続可能性を検証  
⇒ 持続可能性に問題があると判断された場合、事業の必要性に応じて事業廃止の検討または事業を持続可能なものとするための取組を実施

### ③経営形態(事業規模・範囲・担い手)

- 人口減少等に伴う料金収入の減少、施設の更新需要の増大など、公営企業をめぐる経営環境が厳しさを増す中で、現在の経営形態を前提とした経営改革だけでは、将来にわたる住民サービスを確保することが困難となる懸念  
⇒ 事業統合、施設の統廃合・共同設置、施設管理の共同化、管理の一体化等の広域化等(※2)、指定管理者制度、包括的民間委託、コンセッションを含むPPP/PFI方式等の民間活用を検討

3つの観点から  
4つの方向性を  
基本として  
抜本的な改革  
を検討

事業廃止

民営化・  
民間譲渡

広域化等  
(※2)

民間活用

(※2): 広域化等とは、事業統合はじめ施設の共同化・管理の共同化などの広域的な連携、下水道事業における最適な汚水処理施設を選択し整備する最適化を含む概念である。

# 公営企業の経営のあり方に関する研究会 報告書(概要) 各論(水道・下水道)

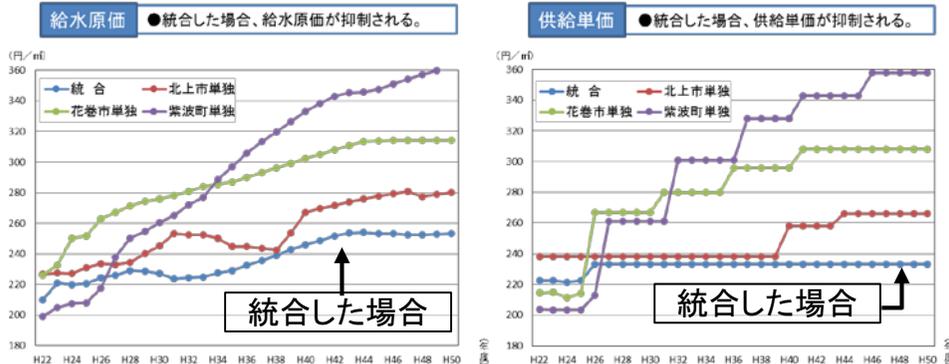
## 水道・下水道事業

人口減少等に伴う料金収入の減少や更新需要の増大等を踏まえ、広域化等及び更なる民間活用を検討

### 水道事業における広域化等の類型及び留意点

- 水道事業の広域化等については、水平統合(企業団の設立)や垂直統合(用水供給と末端給水との統合)といった**事業統合**、浄水場などの**施設の共同設置**、保守点検業務など**施設管理の共同化**、水質検査や情報システムなど**管理の一体化**など、多様な類型がある。
- これらの類型から、**地域の実情に応じて、適切な広域化等の形を選択することが望ましいが、最大の改革の効果が期待できる事業統合を視野に入れて広域化等を検討すべき。**
- 初めから完全な形での事業統合のみを目指すのではなく、**多様な類型の中から、「できることから」広域化等を進めるアプローチも重要。**
- **都道府県は、各市町村における広域化等の推進に当たり、市町村を包括する広域団体として積極的に関与する役割が期待される。**
- **客観的な指標等による分析や将来予測に基づく検討が重要。**  
特に、都道府県ごとに設置した広域化等の検討の場においては、**更新需要、給水原価等に関して、市町村間で比較・共有可能なシミュレーション分析**が行われるよう、**都道府県は、主導的な役割を果たすべき。**

【単独で事業運営を続けた場合と広域化等を行った場合のシミュレーションの事例】  
(用水供給を行う岩手中部広域水道企業団と末端給水を行う岩手県内2市1町の水道事業が統合するケース)



### 下水道事業における広域化等の類型及び留意点

- **汚水処理施設の統廃合、汚泥処理の共同化、維持管理・事務の共同化、最適化**の4類型が基本である。
- 市町村内において、公共下水道や集落排水施設、浄化槽などの各種汚水処理施設の統廃合を進めるのみならず、**市町村域を越えた広域化等(流域下水道との連携を含む)についても検討を行うことが重要。**
- 都道府県構想の見直しの機会等を通じて、**都道府県は、各市町村等が現状や将来見通しの分析を行うとともに、市町村間での情報共有が進められるよう、主導的な役割を果たすことが重要。**  
特に、広域化等の検討の場を設け、その効果や将来推計について、**個別の地域ごとのシミュレーション**を行い、**広域化等を行わない場合と行った場合の比較分析**について、**事業者間で共有し検討のきっかけとすることが重要。**
- 未普及地域においては、**様々な汚水処理施設をどのように選択していくかという最適化について、一層の検討を行うことが重要。**

### 水道・下水道事業における民間活用の類型及び留意点

- 民間活用は、コストダウンだけでなく、**民間の有する技術やノウハウを積極的に活用する点にも意義があることに留意すべき。**
- **指定管理者制度や、包括的民間委託、コンセッションを含むPPP/PFI方式等の活用を積極的に検討すべき。**
- **中小規模の団体ほど新たに民間活用に取り組むことにより経営効率化の効果が出る余地が大きいという側面もあることに留意し、積極的に検討すべき。**
- 周辺市町村と共同することで円滑・効率的に民間活用に取り組むことができること、民間活用の共同化が広域化等の取組につながることなど、**広域化等とあわせ民間活用も有効。**
- **都道府県は、市町村への情報提供や情報共有・意見交換に向けた検討の場を設けるなど、積極的に関与する役割が期待される。**

## 工業用水道事業

民間活用や資産の有効活用(水道事業との施設共有化等)を推進。施設・設備の規模の適正化等を考慮しつつ、更なる経営効率化を推進。

# 市町村等の水道事業の広域連携に関する検討体制の構築等について

＜平成28年2月29日付 公営企業課長、公営企業経営室長連名通知＞

## (通知内容)

### 1. 広域連携に関する検討体制の構築等

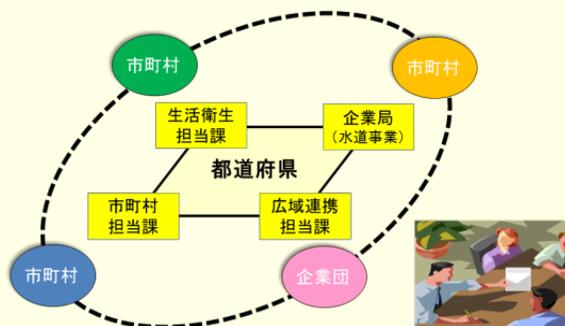
#### (1) 検討体制の構成

○都道府県(生活衛生担当課、市町村担当課、広域連携担当課及び企業局)

○各都道府県内すべての市町村、企業団及び一部事務組合等

※適宜、ブロック毎の検討体制も構築。その際には、連携中枢都市圏や定住自立圏などの既存の広域連携の枠組みにも留意。

(検討体制イメージ)



#### (2) 検討体制の設置時期

28年度中の早期に検討体制を設置し、検討を始めることが望ましいこと。 ⇒ 東京都を除く46道府県で検討体制を設置済み。

#### (3) 検討事項

##### ① 各市町村等の現状分析及び将来予測

各市町村等の水道事業について、給水人口や水需要、料金収入、施設の更新費用、職員数、人件費等の現状分析や将来予測を行い、各市町村等が抱える課題を十分把握すること。また、将来予測を行う場合には、様々な広域連携による経営効率化の効果について、シミュレーションを行うことにより十分比較検討すること。

#### ② 市町村等の水道事業の広域連携に関する検討

(留意点)

※できることからの相互協力が重要であり、地域の実情に応じ、施設の共同設置や維持管理業務の共同委託等、幅広く検討すること。

※連携中枢都市圏や定住自立圏などの活用や広域連携が困難な地域における都道府県の補完についても検討すること。

※事務の代替執行や公の施設の区域外設置等の制度の活用など、地域の実情を踏まえつつ、幅広く検討すること。

※民間事業者が持つノウハウ等を有効活用するには、民間事業者が参入しやすい環境を整える必要があり、共同委託による発注規模の拡大などの広域連携方策についても検討すること。

#### (4) 検討の目途

経営戦略への反映が可能となるよう、平成30年度までを目途に検討を行うことが望ましいこと。

#### (5) 検討結果の公表

HP等により公表、広く住民に周知するとともに、議会へ説明

#### (6) 検討結果の見直し

広域連携の進捗状況を踏まえ、必要に応じて見直し

### 2. 経営戦略の策定支援に係る地方財政措置

### 3. 検討体制の設置状況等の調査及び公表

検討体制の設置状況、検討状況について調査及び公表

# 都道府県における水道事業の広域化等に係る検討の推進について

H29.4 全国都道府県財政課長・市町村担当課長会議での配布資料

○ 既に取り組を進めている団体において、以下表のと通りの具体的な検討を行っているため、これを参考に進めて頂きたい。

道府県名	既に取り組を進めている団体の主な取組内容 <span style="float: right;">※ 検討状況について資料提供頂いた団体の資料を基に作成。</span>
北海道	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村に対して「広域連携・官民連携」、「施設の更新・耐震性の確保」及び「危機管理」についての課題や現時点での取組状況、将来的に取り組みたい事項についてアンケート調査を実施し、地域別会議で提示し、意見交換を実施。</li> <li>併せて、市町村別の事業の実績、水源の種別、施設の状況（経過年数・更新予定年度・耐震化の状況・老朽管の割合等）、官民連携の実施状況、各種システムの導入状況といった基礎資料を一覧表にまとめ、地域別会議で提示。</li> <li>さらに、地域別会議において、官民連携・広域化について23民間事業者が提案を実施。</li> </ul>
兵庫県	<ul style="list-style-type: none"> <li>県が、健康福祉部生活衛生課・企業庁水道課・企画県民部市町振興課・水エネルギー課の4課横断で兵庫県水道事業のあり方懇話会を設置し、有識者・市町長・水道事業管理者等を巻き込み、議論の場を設置。</li> <li>本懇話会が、水道事業体に対するアンケート及び統計データから、「人口減少等に伴う水需要の減少」「施設の老朽化等による更新需要の増大」「専門職員の確保・育成」について、「都市部」「都市近郊」「中山間部」別に課題を類型化。</li> <li>その上で、地域課題に即して事業を推進する上で各市町が講ずべき施策を「経営の合理化」「施設の合理化」「緊急時における水の安定供給」等のテーマごとに整理し提言。</li> <li>今後、平成29年度において、「広域連携の検討・実施」について、地域別協議会を立ち上げ、地域課題に即した個別・具体的な対応方策を各地域で検討するとともに、「専門職員の確保・育成」については、支援ニーズを調査のうえ、支援の仕組みを検討する予定。</li> </ul>
奈良県	<ul style="list-style-type: none"> <li>水道について、「奈良モデル」(※)の一つに選定。年1～2回程度定期的に進捗状況を「奈良県・市町村長サミット」で報告するとともに、圏域別で首長レベルの懇話会を開催。事務的にも部課長級・担当者級で作業部会を開催。  <small>(※)「市町村合併に代わる奈良県という地域にふさわしい行政のしくみ」であるとともに、人口減少・少子高齢社会を見据え、「地域の活力の維持・向上や持続可能で効率的な行財政運営をめざす、市町村同士または奈良県と市町村の連携・協働のしくみ」</small></li> <li>圏域別の背景・課題から、対応策を提言(県営水道を軸とした垂直連携や五條市・吉野3町の水平連携等を提言)するとともに、施設のあり方については、ブロック別検討会で具体策を提示し実施(磯城郡3町においては、市町村浄水場を廃止し、県営水道に転換した上で、県営水道と市町村水道の管を直結配水し、市町村配水池を共同化。簡易水道エリアにおいては、維持管理に苦慮する村に対して、水質管理方法の改善や施設管理のマニュアル作成などの技術支援を県で実施)。</li> <li>施設状況・経営状況・職員の状況から各市町村の現状分析を県で実施するとともに、将来人口推計・更新実績から水需要・更新投資費用も算出した上で30年先までの財政見通しを予測し、ブロック別検討会で提示(水需要の減少に応じた浄水場等の更新・管路の管径等のダウンサイジング、県営水道への転換も折り込み)。</li> <li>県がリーダーシップを発揮し広域連携を進めるため、県庁内に県域水道広域連携推進チームを設置するとともに、県で上水道エリアの一元化を図る場合の広域化効果額の算定を行う予定。</li> </ul>

# 都道府県における水道事業の広域化等に係る検討の推進について

道府県名	既に取り組を進めている団体の主な取組内容 <span style="float: right;">※ 検討状況について資料提供頂いた団体の資料を基に作成。</span>
岡山県	<ul style="list-style-type: none"> <li>進め方として、<b>既存の定住自立圏や連携中枢都市圏の取組を活用するとともに</b>、できる部分については随時連携を進めていくため、取組内容に応じて「<b>短期目標</b>」「<b>長期目標</b>」を設定。</li> <li>各市町村へ「水道事業者の課題」「更新予定の水道施設」「業務委託」「広域連携の取組状況」等についての<b>アンケートを整理・分析</b>したもの及び業務委託の状況を全市町村及び企業団が参加する広域連携推進検討会で提示し共有。</li> <li>県全体及び地域別の収支試算を基に広域化等の取組の必要性を説明した上で、アンケート結果や経営指標分析表を元にした現状分析を踏まえ、広域連携の取組案を「災害時の連携」「水質保全の連携」「施設等の管理での連携」「委託関係での連携」「物資調達での連携」「施設・設備の設置関係での連携」「人的連携」といった<b>課題ごとに地域別に整理し提示</b>。</li> </ul>
広島県	<ul style="list-style-type: none"> <li>「事業統合」「施設統合」「共同発注」等について、<b>隣接市町間、流域間で協議し課題を共有</b>。</li> <li>上記を踏まえ、全市町・県関係部局が参加する水道事業推進会議の中に広域連携WGを設置し、その中で「施設の共同化」(廿日市市－広島市、北広島町－安芸高田市、企業局－呉市－江田島市)、「ソフトの共有化」(仕様書・マニュアル等ソフト面の共有、共同発注、水質検査業務、官民連携)、「災害時相互応援」、「県内水道事業と水道用水供給事業の広域連携」(垂直統合、事業統合)と<b>具体的に研究・意見交換するテーマを設定</b>。</li> </ul>
愛媛県	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村等の業務委託の状況、特に浄水場運転管理業務の状況について、<b>各団体の「現状」(委託内容・委託先・契約の種類・委託額)と民間委託の将来の意向を整理</b>するとともに、全市町村が参加する検討会で情報を共有。</li> <li>市町村等に対して行ったアンケートの回答を踏まえ、「事業統合」「経営の一体化」「管理の一体化」「施設の共同化」「連携中枢都市圏や定住自立圏の圏域内での連携」「東中南予の地域内での連携」といった<b>手法・枠組別に連携案を整理</b>。</li> </ul>
熊本県	<ul style="list-style-type: none"> <li>人口減少影響による経営リスクを可視化するため、県内水道事業者の<b>2060年までの収入及び支出の状況について県が試算</b>するとともに、仮に収支バランスを水道料金の値上げのみで健全化させようとした場合の<b>シミュレーションを実施</b>。</li> <li>経営データにみる経営リスクを可視化するため、上水道事業者の「<b>経常収支比率</b>」「<b>企業債残高対給水収益比率</b>」「<b>料金回収率</b>」「<b>給水原価</b>」「<b>施設利用率</b>」「<b>有収率</b>」「<b>有形固定資産減価償却率</b>」について、<b>経営比較分析表の活用により偏差値化し、県内事業者間等で比較・分析</b>。                      ※ アンケート結果の分析から、経営会議の開催回数が多いところほど、人口減少による影響分析を行っていたり、計画的な管路更新を実施している割合が高いことから、ガバナンスの重要性も示唆。</li> </ul>

<参考>水道法の一部を改正する法律案(抄) ※平成29年3月7日第193回通常国会提出(第193回通常国会では審議入りせず、継続審議)

第2条の2 都道府県は、その区域の自然的社会的条件に応じて、その区域内における市町村の区域を超えた広域的な水道事業者等の間の連携等(水道事業者等の間の連携及び二以上の水道事業や又は水道用水供給事業の一体的な経営をいう。以下同じ。)の推進その他の水道の基盤の強化に関する施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。

第5条の4 都道府県は、市町村の区域を超えた広域的な水道事業者等の間の連携等の推進に関し必要な協議を行うため、当該都道府県が定める区域において広域的連携等推進協議会(以下この上において「協議会」という。)を組織することができる。

# 経営状況の違いを乗り越えて事業統合を実現した 先進事例の取組等について

- 水道事業の広域化等(特に事業統合)については、厚生労働省水道課が行った「水道事業の統合と施設の再構築に関する調査」において、「広域化検討の阻害要因」として、以下の点が大きな課題とされていた。
  - ・ 施設整備(管理)水準の格差 14.3%
  - ・ 料金・財政の格差 27.3%
- 一方、既に事業統合を実現した先進・優良事例集掲載団体においても、これらの課題は存在していたと考えられたことから、統合前のこれらの経営状況の違いの状況及びこれらの違いにもかかわらず事業統合を実現できた理由について、更に聞き取り調査を実施。
- 事業統合を実現した先行団体においては、それぞれ個表のとおりの施設整備(管理)水準や料金・財政状況などの経営状況に違いを抱えている状況であったが、
  - ・ 統合する場合と統合しない場合の両者の中長期の財政シミュレーションを実施すること
  - ・ その結果得られる事業統合の効果について首長・議会・住民等へ説明を行うことにより、これらの経営状況の違いを乗り越え、事業統合を実現していたことを改めて確認。
- 既に、「市町村等の水道事業の広域連携に関する検討体制の構築等について」(平成28年2月29日付け総務省自治財政局公営企業課長、同公営企業経営室長通知)において、「各市町村等の水道事業について、(中略)将来予測を行い、各市町村等が抱える課題を十分把握すること。また、将来予測を行う場合には、(中略)シミュレーションを行うことにより十分比較検討すること。」とし、また、「公営企業の経営のあり方に関する研究会報告書」においても「シミュレーション分析について周辺市町村との比較・共有が可能な形で実施されるよう、都道府県が主導的な役割を果たすべき」としているところであり、この点に留意して検討を進めることが肝要。

団体名	中空知広域水道企業団	
構成団体	滝川市、砂川市、歌志内市、奈井江町	
広域化等の類型	事業統合(垂直統合)	《事例1》

広域化等検討開始年度	平成16年	広域化等完了年度	平成18年
------------	-------	----------	-------

取組の背景、検討契機、導入過程

用供から100%受水を受け事業運営を行っていた滝川市、砂川市、歌志内市では、人口減少に伴い供給能力に余裕が生じていた。一方、独自水源により事業運営を行っていた奈井江町では、浄水施設の老朽化により安定的な給水に不安があり、施設更新費用の捻出に苦慮していた。

奈井江町側から用水供給への参画について、事務レベルでの打診をきっかけに検討が始まり、従来から用水供給事業を営む企業団において末端給水化が課題となっていたことに加え、国の補助制度を活用するには垂直統合でなければ要件を満たさないことから、水道事業の垂直統合を前提に議論が進んだ。

正式な導入過程としては、平成17年3月に奈井江町より企業団への参画要望書の提出を受け、その後、3市1町で協議検討を重ね、平成18年4月に事業統合が完了した。

広域化等検討開始年度の財務状況	滝川市 (上水)	砂川市 (上水)	歌志内市 (上水)	奈井江町 (上水)	中空知 (用供)	課題 指標	想定される課題	聞き取り結果	
1ヶ月20㎡あたり家庭料金 (円)	5,071	4,490	5,023	3,853	0	○		供給単価を滝川市267.89円/㎡、砂川市234.05円/㎡、歌志内市233.72円/㎡の過去5年間の平均より下になる230円/㎡に設定した結果、この3市では水道料金が下がることとなるため、結果として住民議論に大きな影響は出なかった。奈井江町については料金が上がるものの、単独で事業を実施する場合と比較すると、圧倒的に料金を抑えられるシミュレーションであることを説明して回った結果、住民議論に大きな影響は出なかった。 なお、料金の統一は平成20年度に完了。	
給水収益 (千円)	1,057,821	440,510	146,004	146,727	743,578		料金にバラツキが見られるが、特に値上げとなる奈井江町からの不満はなかったか		
現金及び預金 (千円)	418,941	93,163	199,106	227,158	439,570	○			
経常収支比率(法非適は収益的収支比率)	108.40%	105.23%	88.80%	95.57%	102.01%				
累積欠損金比率(法適のみ)	4.44%	0.00%	11.12%	4.97%	0.00%	○			砂川市の現金保有状況の少なさ、滝川市の繰入金比率の高さ、歌志内市の経常収支比率の低さと累積欠損金の高さ、企業債残高対給水収益比率の高さ(奈井江町の同比率の低さ)等、財政状況の差をどう整理したのか
繰入金比率(収益的収入分)	12.31%	2.17%	0.22%	0.00%	11.64%	○			
繰入金比率(資本的収入分)	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%				
企業債残高対給水収益比率	289.42%	263.73%	380.64%	51.86%	702.77%	○			
料金回収率	90.53%	101.28%	86.20%	94.60%	88.54%				
給水原価 (円/㎡)	298.35	239.85	272.18	212.03	116.69				
施設利用率	65.13%	47.24%	58.49%	71.08%	67.99%				
有収率	88.80%	86.57%	80.31%	67.13%	99.74%				
有形固定資産減価償却率	50.31%	27.17%	31.44%	48.36%	27.67%	○	滝川市、奈井江町と砂川市、歌志内市とは有形固定資産減価償却率に差があるが、施設更新の実施状況の差に対して不満はなかったか		
管路経年化率	-	-	-	-	-				
管路更新率	-	-	-	-	-				
管路耐震化率	-	-	-	-	-				

団体名	岩手中部水道企業団		
構成団体	北上市、花巻市、紫波町		
広域化等の類型	事業統合(垂直統合)		《事例3》

広域化等検討開始年度	平成16年	広域化等完了年度	平成26年
------------	-------	----------	-------

取組の背景、検討契機、導入過程	<p>岩手中部広域水道企業団を構成する北上市、花巻市及び紫波町は、それぞれの自己水源と用水供給企業団からの受水により末端給水事業を経営していた。用水供給企業団の施設利用率が50%台に低迷する一方で、構成市町の中には施設利用率に余裕がある事業体と余裕がない事業体が存在しているにも関わらず、余裕がない事業体の権利水量が少ないために受水量を増やせず、脆弱な施設を多数抱えなければならないという不均衡が生じていた。</p> <p>その他、人口減少に伴う水需要の減少、高度経済成長期に整備した施設の大量更新時代の到来等の諸課題を踏まえ、運営基盤、経営基盤及び技術基盤の強化を図るため、広域による水道事業経営を目指すこととした。(なお、平成16年の花巻市の数値は市町村合併前の旧花巻市のみの数値であり、合併した旧大迫町、旧東和町、旧石鳥谷町の数値を含んでいないものである)</p>
-----------------	---

広域化等検討開始年度の財務状況	北上市 (上水)	花巻市 (上水)	紫波町 (上水)	岩手中部広域 (用供)	課題 指標	想定される課題	聞き取り結果
1ヶ月20㎡あたり家庭料金 (円)	3,885	3,504	3,769	0			
給水収益 (千円)	2,004,529	1,434,715	589,814	873,397		統合のタイミングで料金が値上げとなることに対し、どのように議会、住民等へ説明を行っていったのか	花巻市、紫波町が値上げ、北上市は値下げ(だったが、消費税増税と重なったため、見た目的には値上げ水準維持)という状態だった。にも関わらず議会、首長にほぼ反対意見はなかった。その要因としては、統合した方がどれだけ有利であるかというシミュレーション(30年間の長期シミュレーション)を見せ、丁寧に説明を行っていったこと、その説明に際しては定期的にマスメディア(地元新聞等)を利用し、普及啓発を図っていったことが挙げられる。なお、料金が上がる花巻市と紫波町については4年間の激変緩和措置を行っている。
現金及び預金 (千円)	1,307,757	323,165	484,027	1,403,877	○		
経常収支比率(法非適は収益的収支比率)	109.71%	106.43%	102.87%	108.46%			
累積欠損金比率(法適のみ)	0.00%	0.00%	0.00%	223.26%			
繰入金比率(収益的収入分)	3.59%	0.19%	3.26%	13.29%	○	花巻市の現金保有状況の少なさ、北上市、紫波町の繰入金比率の高さ、紫波町の企業債残高対給水収益比率の高さ等、財政状況の差をどう整理したのか	統合を進めるにあたって特段支障にはならなかった。指標で見ると、全般的には、北上市がある程度良好で、花巻市、紫波町が厳しくなりつつある状態ではあったものの、全てにおいて優良な都市はなかったことから、特に個別の指標をもって統合の支障になった事例はなかった。(将来的にはどの団体も厳しくなるという説明をした。)
繰入金比率(資本的収入分)	19.54%	3.87%	0.36%	0.00%			
企業債残高対給水収益比率	448.81%	480.40%	669.16%	851.52%	○		
料金回収率	93.10%	101.91%	98.40%	84.57%			
給水原価 (円/m3)	256.07	206.51	206.23	150.37			
施設利用率	57.56%	67.00%	68.69%	53.36%			
有収率	83.22%	81.93%	80.16%	99.33%			
有形固定資産減価償却率	32.01%	32.63%	26.42%	28.80%			
管路経年化率	-	-	-	-	-		
管路更新率	-	-	-	-	-		
管路耐震化率	-	-	-	-	-		

団体名	福島県会津若松市、湯川村	
構成団体	福島県会津若松市、湯川村	
広域化等の類型	事業統合(水平統合)	《事例4》

広域化等検討開始年度	平成19年	広域化等完了年度	平成22年
------------	-------	----------	-------

取組の背景、検討契機、導入過程	<p>湯川村簡易水道事業では、近年、水源である浅井戸の水位低下や取水施設等の水道施設の老朽化といった安定給水への課題を抱えていた。</p> <p>そこで、新たに取水施設及び浄水施設を整備する場合と比較し、会津若松市から水道水の供給を受ける場合の方が費用対効果の点で勝ることから、事業の統合を打診した。</p> <p>なお、湯川村の当時の従事職員が3名程度であり、技術的な部分でも今後の水道事業を自村で運営することは難しいレベルだった。</p>
-----------------	---

広域化等検討開始年度の財務状況	会津若松市(上水)	湯川村(簡水)	課題指標	想定される課題	聞き取り結果
1ヶ月20㎡あたり家庭料金 (円)	2,856	2,520	○	統合により湯川村の水道料金が値上げされることに対する不満はなかったか	料金の格差については湯川村が住民に対し3年間の激変緩和措置を行い、会津若松市に対し、料金での差額分を湯川村の会計から負担を行った。
給水収益 (千円)	3,422,573	43,947			
現金及び預金 (千円)	1,624,917	-	○		
経常収支比率(法非適は収益的収支比率)	111%	109%		一般会計からの繰入状況や企業債の借入状況等、事業統合により不利益を被る会津若松市からの不満はなかったか	統合に要する会津若松市の負担は大きかったが、今後の湯川村からの料金収入(60,000千円/年)が見込めるため、統合を行うこととした。
累積欠損金比率(法適のみ)	0%	-	○		
繰入金比率(収益的収入分)	1%	3%			
繰入金比率(資本的収入分)	4%	93%	○		
企業債残高対給水収益比率	377%	496%			
料金回収率	105%	105%		非適のため湯川村の有形固定資産減価償却率ほか施設の老朽度が判らない点はどう克服したのか	老朽化の度合い等については、湯川村の管路整備が比較的新しかったため、管種の違いはあったが、大きな障害にはならなかった。
給水原価 (円/m3)	163	126			
施設利用率	65%	58%			
有収率	89%	90%			
有形固定資産減価償却率	36%	-	○		
管路経年化率	-	-	○		
管路更新率	-	-	○		
管路耐震化率	-	-	○		

その他統合に当たって処理した特記事項

連結管について	2地区3カ所の連絡管の敷設については、距離で案分(会津若松市:湯川村=85:15)したため、会津若松市の負担が大きくなったが、今後の湯川村からの料金収入(60,000千円/年)が見込めるため、負担を行うこととした。
湯川村の法非適簡水への対応について	会津若松市側から技術的な支援を行い、法適化に係る台帳整備や会計システムの導入を行った。要した期間は2年程度。特に県からの支援などは受けずに、2市村間で協力して取り組んだ。

団体名	芳賀中部上水道企業団		
構成団体	下記の通り		
広域化等の類型	事業統合(垂直統合)		《事例7》

広域化等検討開始年度	平成12年	広域化等完了年度	平成15年
------------	-------	----------	-------

取組の背景、検討契機、導入過程	元来、旧企業団から受水していた3町では、自己水源等に拘る部分もあったこともあり、施設の拡張、改良工事等の整備費が増加していた。この費用については、一般会計からの補助金などに依存する部分が多く、単独での経営が非常に厳しい状況にあったことから、取水、浄水から末端給水までを一体的に行う垂直統合を目指すこととした。財政面では統合した方が明らかに有利との試算結果が出た「水道事業広域化基本構想(平成13年策定)」のもと、構成町の首長及び議会へ報告を行う等、垂直統合へ向け事業を推進した。
-----------------	---

広域化等検討開始年度の財務状況	芳賀中部上水道企業団(用供)	益子町(上水)	芳賀町(上水)	市貝町(上水)	課題指標	想定される課題	聞き取り結果
1ヶ月20㎡あたり家庭料金 (円)	-	3,370	3,528	3,318	○		
給水収益 (千円)	206,975	507,866	228,804	228,531		一般会計繰り入れや給水原価は益子町のみ低く不公平感はなかったか	優良事例には記載がなかったが、実際には益子町の簡水を含む4事業の統合であった。上水が優良な益子町は、実際のところは収支や料金水準の劣る簡水を抱えていたため、3町の間での不公平感はない。
現金及び預金 (千円)	349,213	169,157	220,262	306,023			
経常収支比率(法非適は収益的収支比率)	116%	101%	105%	103%			
累積欠損金比率(法適のみ)	0%	0%	0%	0%			
繰入金比率(収益的収入分)	0%	3%	30%	31%	○	料金改定に伴い、値上げとなる市貝町から不満はなかったか	料金改定をしたばかりの団体があり、統合後すぐの料金統一はできなかったため、3年後の統一で合意。市貝町のみ値上げとなったが、市貝町のみ口径別基本料金を設定していたためであり、大きな反発が予想されるものではなかった。その他、大きな障害はなかった。
繰入金比率(資本的収入分)	0%	23%	53%	8%			
企業債残高対給水収益比率	143%	348%	698%	926%			
料金回収率	115%	96%	69%	67%			
給水原価 (円/m3)	56	196	279	262	○		
施設利用率	73%	89%	72%	59%			
有収率	100%	88%	81%	84%			
有形固定資産減価償却率	42%	29%	18%	23%			
管路経年化率	-	-	-	-			
管路更新率	-	-	-	-			
管路耐震適合率	-	-	-	-			

その他統合に当たって処理した特記事項

連絡管について	数千万円の建設費がかかったものの、企業団の資本収支の中で消化できるものであった。
---------	--

団体名	群馬東部水道企業団	
構成団体	下記の通り	
広域化等の類型	事業統合(水平統合)	《事例8》

広域化等検討開始年度	平成21年	広域化等完了年度	平成28年
------------	-------	----------	-------

取組の背景、検討契機、導入過程	<p>元々、渡良瀬川を挟んだ群馬県の東部(太田市、館林市、みどり市、桐生市)と栃木県の西部(足利市、佐野市)の6市で構成される「両毛地域水道事業管理者協議会」という枠組があり、その時々々の課題について協議していた。</p> <p>協議会の中で、人口減少に伴う水道料金の減少、施設や管路の老朽化の更新など、事業を取り巻く課題への対処方法として広域化という解決策に至った中で、新しい浄水場の建設に専念するため桐生市が、水資源環境が異なり水道料金が安価で経営が安定している足利市、同じく水資源環境が異なり簡易水道の統合に注力するとして佐野市が離脱したものの、その考えに賛同した太田市、館林市、みどり市により調査研究(群馬大学への研究依頼、経産省モデル事業での調査研究)を進めた結果、3市5町での枠組みが完成した。</p> <p>広域化により10年間で浄水場を22施設から14施設にまで統廃合できるとの試算から、施設等の整備状況に団体間の格差はあったが、一定のルールに基づき優先順位を設定し更新計画を策定した。また、平成24年度決算見込額の供給単価で将来一定として財政シミュレーションを行い、事業統合を行った場合では、サービス水準等を向上させた上で、平成36年度まで現況の供給単価を維持でき、平成36年度まで黒字を確保することができるのと試算結果を踏まえ、ステークホルダーへの説明を行っていった。</p>
-----------------	--

広域化等検討開始年度の財務状況	太田市 (上水)	館林市 (上水)	みどり市 (上水)	板倉町 (上水)	明和町 (上水)	千代田町 (上水)	大泉町 (上水)	邑楽町 (上水)	課題 指標	想定される課題	聞き取り結果
1ヶ月20㎡あたり家庭料金 (円)	2,152	2,670	2,667	2,782	2,730	2,887	1,874	2,730	○	<p>数値の水準としては差異があるものの、将来的な収支悪化懸念に加え、県の用水事業である東部地域水道との垂直統合を見据えていること、水道にかぎらずバス、鉄道、医療、環境などの事業において邑楽郡全体で包括的に広域連携を進めていることなどから広域化に前向きであった。</p>	
給水収益 (千円)	4,053,562	1,659,016	935,132	295,809	210,130	229,246	634,860	479,679			
現金及び預金 (千円)	1,711,983	934,699	1,131,403	85,894	108,879	199,837	1,018,953	274,131			
経常収支比率 (法非適は収益的収支比率)	102%	111%	106%	100%	105%	108%	104%	107%		<p>繰入がなく、料金や起債水準が低く、有収率の高い大泉町から不満はなかったか</p>	
累積欠損金比率(法適のみ)	0%	0%	0%	0%	0%	5%	0%	0%			
繰入金比率(収益的収入分)	1%	1%	1%	2%	2%	1%	0%	4%			
繰入金比率(資本的収入分)	8%	3%	46%	28%	63%	2%	12%	28%		<p>また、財務の状態がよい団体も悪い団体も、資産と負債の双方を企業団に持ち寄ることとした。不公平感がないわけではないが、統合効果を見据えてやむを得ない部分もあった。累積欠損金を抱えている団体はなかった。</p>	
企業債残高対給水収益比率	506%	342%	1%	275%	314%	490%	207%	248%	○		
料金回収率	95%	107%	101%	96%	99%	105%	101%	103%			
給水原価 (円/m <sup>3</sup> )	164	150	159	155	146	151	115	145		<p>起債水準の低いみどり市から不満は出なかったか</p>	
施設利用率	72%	71%	64%	51%	75%	40%	43%	57%			
有収率	86%	92%	86%	78%	80%	77%	90%	87%	○		
有形固定資産減価償却率	38%	41%	43%	37%	3%	37%	40%	39%		<p>板倉町、明和町、千代田町の有収率の低さはどんな理由によるものか</p>	
管路経年化率	4%	9%	15%	12%	23%	12%	10%	14%			
管路更新率	0%	1%	0%	0%	2%	1%	0%	1%			
管路耐震化率	-	-	-	-	-	-	-	-			

その他統合に当たって処理した特記事項

統合の進め方について	<p>各首長が首長会議で広域化推進に合意したことで、トップダウン案件の大義ができた。また実質的には最大都市の太田市がリーダーシップをとった。</p> <p>「まずは広域化」として、事業統合を最優先するために、広域化の阻害要因になりかねず、かつ広域化後に調整可能な課題である水道料金統一は、事業統合後に協議することとした。なお、料金統一については、住民に「群馬東部水道企業団」が認知され、また、企業団での事業運営が経営に反映できる時点から統一に向けての協議を開始することとした。</p>
------------	--

団体名	秩父広域市町村圏組合	
構成団体	秩父市、横瀬町、小鹿野町、皆野長瀬上下水道組合	
広域化等の類型	事業統合(水平統合)	《事例9》

広域化等検討開始年度	平成23年	広域化等完了年度	平成28年
------------	-------	----------	-------

取組の背景、検討契機、導入過程	<p>給水人口の減少に伴い料金収入が減少していく中、浄水場等施設の老朽化や大規模災害に備えた耐震化などの更新需要の高まり、職員の大量退職による技術者の不足といった諸課題について、秩父地域の各水道事業が個々に解決していくことは困難な状況となっていた。</p> <p>その状況下、総務省による「定住自立圏構想」制度により1市4町で「ちちぶ定住自立圏形成協定」を締結し、その取組の1つとして「水道事業の運営の見直し」を行うことになったことから具体的な検討に入った。また、県が策定した秩父地域の整備計画により広域化の方向性の一つの案が示されたことも、事業統合を進める一翼を担った。</p>
-----------------	--

広域化等検討開始年度の財務状況	秩父市(上水)	横瀬町(上水)	小鹿野町(上水)	皆野長瀬上下水道組合(末端)《皆野町・長瀬町》	課題指標	想定される課題	聞き取り結果
1ヶ月20㎡あたり家庭料金 (円)	2,793	2,835	2,257	3,507	○		料金の安い小鹿野町でも、赤字が続き料金改定のための審議会を設置するなど、経営状況は悪化傾向であった。 現時点では全域で統合前の料金のままであり、現在は秩父の料金を基準とし、基準に満たない団体については差額分を一般会計より繰り入れて対応している。今後、統合後5年を以て全域での料金の統一改定を計画している。
給水収益 (千円)	1,392,483	181,006	224,754	393,406		最大1.5倍もの料金格差がある中、料金の差はどうか克服したのか。料金の安い小鹿野町からは不満はなかったか。	
現金及び預金 (千円)	1,339,596	243,923	188,118	1,058,223			
経常収支比率(法非適は収益的収支比率)	100%	99%	106%	101%			
累積欠損金比率(法適のみ)	0%	0%	0%	0%		横瀬町の企業債残高対給水収益比率が高い、皆野長瀬上下水道組合の料金回収率が低く給水原価が高いなど、財務体質が良くないように見える団体との統合に不満はなかったか	事務局で団体ごとの財務比較分析を実施し、どの団体にもよい面悪い面があることを可視化し、それを担当者、議会、首長と各ステージにおいて繰り返し説明を行うことで理解が得られた
繰入金比率(収益的収入分)	3%	2%	0%	18%			
繰入金比率(資本的収入分)	35%	74%	42%	100%			
企業債残高対給水収益比率	212%	565%	191%	242%	○		
料金回収率	92%	94%	105%	79%	○	小鹿野町の管路経年化率、有形固定資産減価償却率が高いなど、施設の老朽度に差がある団体との統合に不満はなかったか。	施設・管路の老朽割合が話題が上がったものの、一方で起債残高が少ないなど優位点も見受けられたため相殺された。 直近に施設の更新等を行った団体が居なかったため、統廃合によるメリットが大きく、大きな障害とはならなかった。連絡管等の整備についても、削減費用との観点で理解が得られた。
給水原価 (円/m3)	165	183	137	276	○		
施設利用率	53%	32%	65%	59%			
有収率	82%	88%	89%	91%			
有形固定資産減価償却率	35%	45%	41%	44%			
管路経年化率	22%	3%	15%	5%	○		
管路更新率	1%	0%	1%	2%			
管路耐震化率	5%	-	-	-			

その他統合に当たって処理した特記事項

統合に際しての費用負担	<p>統合前に各市町が各市町がそれぞれの水道事業に対して負担していた経費は、趣旨に応じて統合後も継続することとした。</p> <p>統合後5年以内に料金統一することとしたが、それまでの間は秩父市を基準とし、基準に満たない場合は差額分を各町から繰り入れることとした。</p> <p>旧簡易水道事業及び簡易水道事業等の不採算地区を抱えるものについては、該当する団体からの繰出で賄うこととした。</p>
危機意識の差	<p>それぞれの団体が優位性(料金が安い、管路更新が進んでいる等)を振りかざし、協議開始初期には「無理に統合までする必要は無い」という空気があったため、事務局で各団体の問題点を分析し、認知して貰うということを管理職、議会、首長と各ステージにおいて繰り返し意識の共有化を図った。</p>

団体名	大阪広域水道企業団		
構成団体	大阪広域水道企業団、四條畷市、太子町、千早赤阪村		
広域化等の類型	事業統合(経営統合) <span style="float: right;">《事例13》</span>		

広域化等検討開始年度	平成24年	広域化等完了年度	平成28年
------------	-------	----------	-------

取組の背景、検討契機、導入過程	<p>大阪府では、平成24年3月に大阪府水道整備基本構想(おおさか水道ビジョン)が策定され、これからの府域水道における様々な課題に対応するための方策として、個別事業体による経営努力に加え、広域化による効率化と最適化を図ることが有効であるとし、当企業団を核とした府域水道の更なる広域化を推進し、府域一水道を目指すこととしている。</p> <p>基本構想における広域化のロードマップにおいては、短期的には業務の共同化を進めながら、中長期的には経営の一体化、事業統合を行い、20年後を目標に府域一水道を目指すこととしている。</p> <p>このたびの3市町村が先行したのは、平成25年度に府内42市町村を対象に実施したアンケート・ヒアリング調査の中で、「早期に統合を希望」と回答した3団体。</p>
-----------------	--

広域化等検討開始年度の財務状況	大阪広域 (用供)	四條畷市 (上水)	太子町 (上水)	千早赤阪村 (上水)	課題 指標	想定される課題	聞き取り結果
1ヶ月20m <sup>3</sup> あたり家庭料金 (円)	0	2,790	3,045	3,355			最終的には府内一水道を目指しているの で、経営状態・財政状態によって統合可否を 判断していない。 今後は状況に応じ料金改定を行うなど、経 営の安定化を図っていく。 なお、統合にあたって、累積欠損金について は、統合前に旧市町村で解消してもらっている。
給水収益 (千円)	41,009,859	1,011,851	237,456	126,736		千早赤阪村の経営、財政状 態が良くないように見えるが、 統合の課題にはならなかった のか？今後の見通しは？	
現金及び預金 (千円)	16,332,637	865,150	660,216	98,273			
経常収支比率 (法非適は収益的収支比率)	104.95%	101.02%	101.56%	95.30%	○		
累積欠損金比率(法適のみ)	96.79%	0.00%	0.00%	3.67%	○	セグメント会計をしているとの ことだが、各市町村が保有し ている現金及び預金は、将来 的には各市町村の更新投資 に使用するのか、それとも大 阪広域に引き継ぐのか？	セグメントで管理している現段階において は、各市町村が保有している現金及び預金 は、統合後も当該各市町村の投資に使用す ることとしている。 将来的に料金の統一が図れた折には、この ようなセグメント管理も廃止する。
繰入金比率(収益的収入分)	0.00%	2.46%	0.00%	6.33%	○		
繰入金比率(資本的収入分)	0.00%	0.36%	100.00%	2.64%			
企業債残高対給水収益比率	273.13%	265.16%	166.89%	381.26%	○		
料金回収率	104.17%	91.30%	97.36%	85.71%	○		
給水原価 (円/m <sup>3</sup> )	74.88	190.12	175.39	223.20			
施設利用率	61.64%	58.33%	56.68%	54.77%			
有収率	100.30%	96.75%	96.02%	82.03%	○		
有形固定資産減価償却率	47.89%	35.85%	44.95%	39.15%			
管路経年化率	56.80%	8.08%	3.95%	48.09%	○		
管路更新率	0.24%	0.58%	0.00%	0.01%			
管路耐震化率							

# 公営企業の「経営戦略」の策定推進について

○各公営企業が、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」の策定を要請。  
(平成26年8月29日付け公営企業三課室長通知)

○「経済・財政再生計画」の「集中改革期間」である**平成28年度から平成30年度までの間、集中的に策定を推進(平成32年度までに策定率100%)**  
(平成28年1月26日付け公営企業三課室長通知)

## 経営戦略 [イメージ]

### 効率化・経営健全化の取組

広域化,民間の資金・ノウハウ活用(PPP/PFI等)

組織,人材,定員,給与の適正化

その他の経営基盤強化の取組(IC/T活用等)

### 投資試算の検討

- ダウンサイジング、スペックダウン
- 長寿命化
- 過剰・重複投資の見直し
- 優先順位が低い事業の取りやめ

反映

**収支  
均衡**

### 財源試算の検討

- 料金の見直し
- 内部留保額の見直し
- 等

**収支ギャップが生じた場合にはその解消を図る**

### 投資・財政計画の策定

(計画期間は基本10年以上)

### 経営基盤強化と財政マネジメントの向上

## 経営戦略の策定を進めるための方策

○ **「経営戦略策定ガイドライン」**の策定・公表(平成28年1月)、改訂(平成29年3月)

- ・策定の定義を明確化
  - ・事業別ガイドラインに実務的な策定手順等の記載を充実
  - ・事業別ガイドラインに駐車場整備事業を追加
- } 主な改訂点

○ 毎年度、経営戦略の**策定に係る進捗状況を調査・個別団体ごとに公表**

○ 水道事業の高料金対策、下水道事業の高資本費対策について、**経営戦略策定を要件化**(平成29年度～)

○ 経営戦略の策定に要する経費に対する**特別交付税措置**(平成28年度～30年度)を創設

### 対象経費

- ・先進団体視察、専門家の招へい等に要する経費
- ・「投資・財政計画」の策定に要する経費(「投資試算」「財政試算」のシミュレーション、収支ギャップ解消策の検討等)
- ・水道広域化の調査・検討に要する経費
- 等

### 地方交付税措置の内容

- ・対象経費の1/2について一般会計から繰出(上限額 1,000万円(事業費ベース・複数年度通算))
- ・一般会計繰出額の1/2について特別交付税措置
- ・水道広域化等の調査・検討に要する経費については、上限額を上乗せ(+1,500万円)し、重点的に支援

# アセットマネジメント(更新需要と財政収支の見通し試算)の実施状況

- 厚生労働省は、平成21年7月に「水道事業におけるアセットマネジメント(資産管理)に関する手引き」を作成。
- アセットマネジメントの実践を支援するため、必要データを入力することにより更新需要や財政収支の見通しを試算できる「簡易支援ツール」を作成し、平成25年6月に公表。
- **全ての都道府県で「簡易支援ツール」に関する講習会等を実施し、水道事業者のアセットマネジメントへの取組を推進。**
- アセットマネジメントの**実施率は、平成24年度の約3割から平成27年度の約7割と増加。**

アセットマネジメント(更新需要と財政収支の見通し試算)の実施状況

計画給水人口		5万人未満	5万人～10万人	10万人～25万人	25万人～50万人	50万人以上	用水供給	合計
H24	割合	12.5%	46.4%	66.2%	72.1%	84.0%	67.0%	29.4%
H25	割合	36.3%	69.4%	87.5%	93.0%	100.0%	75.0%	51.6%
H26	調査事業者数	916	222	160	58	29	93	1,478
	実施事業者数	413	171	146	54	29	73	886
	割合	45.1%	77.0%	91.3%	93.1%	100.0%	78.5%	59.9%
H27	調査事業者数	906	208	155	55	29	87	1440
	実施事業者数 (実施済み)	496 (283)	174 (115)	146 (90)	52 (38)	29 (22)	75 (59)	972 (607)
	割合	54.7%	83.7%	94.2%	94.5%	100.0%	86.2%	67.5%
H26からH27への割合の伸び(ポイント)		9.7%	6.6%	2.9%	1.4%	0.0%	7.7%	7.6%

注)実施事業者数には実施中の事業者も含まれる

(平成28年1月末時点)

# 「経営比較分析表」を活用した公営企業の全面的な「見える化」の推進

## 「経営比較分析表」による見える化の徹底

- ・複数の経営指標を組み合わせた分析
- ・経年比較や他の地方公共団体等との比較



- ・自らの経営の現状、課題を客観的に把握
- ・現状・課題が議会・住民にも「見える化」

- ・抜本的な改革(廃止・民営化、広域的な連携等)の検討
- ・「経営戦略」の策定

を強力に後押し

## 健全性、効率性が一目でわかる経営指標の採用

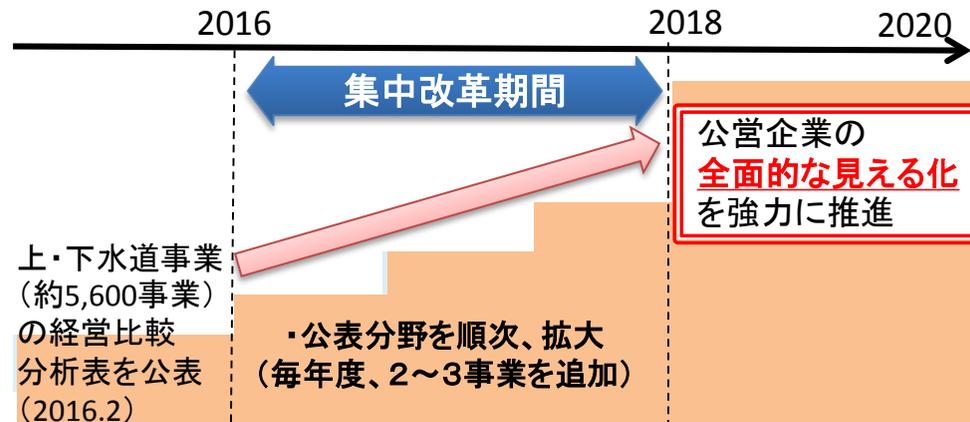
### ○経営指標

- ① **経営の健全性**… 経常収支比率、累積欠損金比率、流動比率等
- ② **経営の効率性**… 料金回収率、給水原価、施設利用率等
- ③ **老朽化の状況**… 有形固定資産減価償却率、管路更新率等

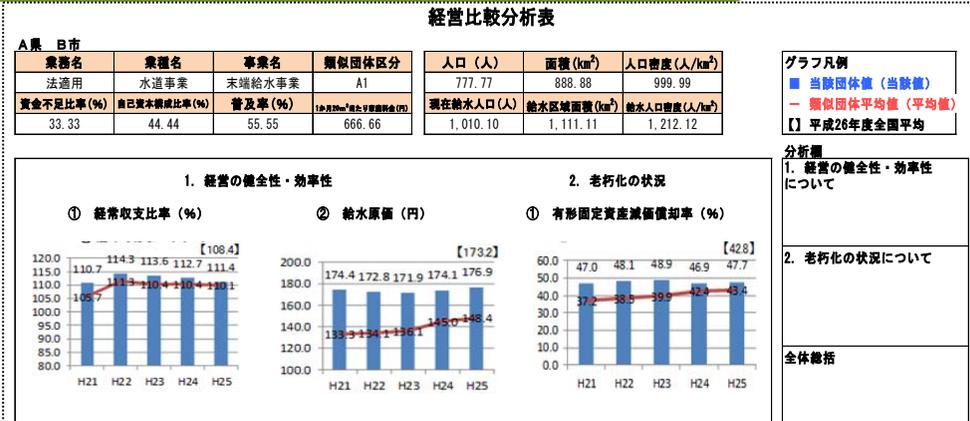
## 見える化のコンテンツ

- ・各公営企業の基本データ(普及率、給水人口等)
- ・経営の健全性・効率性・老朽化の状況を示す11指標の**経年変化・類似団体比較**を示したグラフ・表
- ・各公営企業による**分析コメント**
- ・毎年度2月を目途に、各指標・コメント等を更新

## 更なる対象拡大・内容充実に向けた工程表



## 誰もが比較検討しやすいイメージで公表



# 「経営比較分析表」の事例

宮崎県宮崎市

## 経営比較分析表

# 水道事業

宮崎県 宮崎市

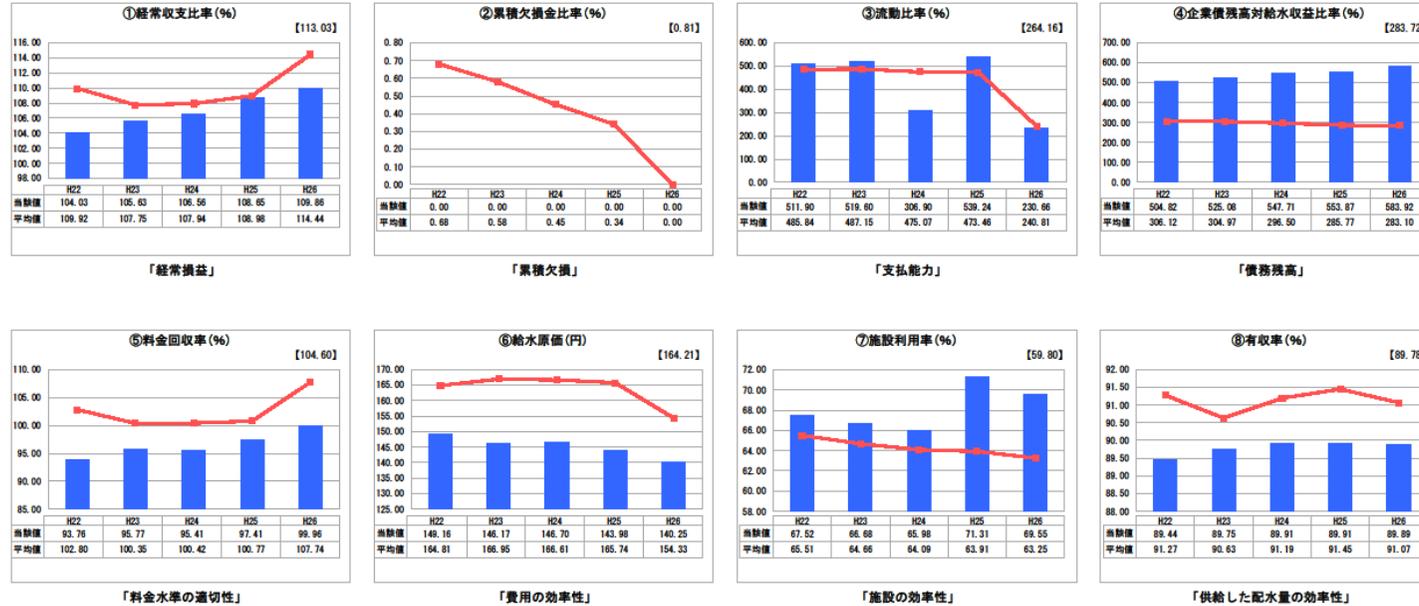
業務名	業種名	事業名	類似団体区分
法適用	水道事業	末端給水事業	A1
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	1か月20m <sup>3</sup> 当たり家庭料金(円)
-	45.71	98.95	2,462

人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	人口密度(人/km <sup>2</sup> )
405,750	643.67	630.37
現在給水人口(人)	給水区域面積(km <sup>2</sup> )	給水人口密度(人/km <sup>2</sup> )
399,998	324.14	1,234.03

### グラフ凡例

- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)
- [ ] 平成26年度全国平均

### 1. 経営の健全性・効率性



### 分析欄

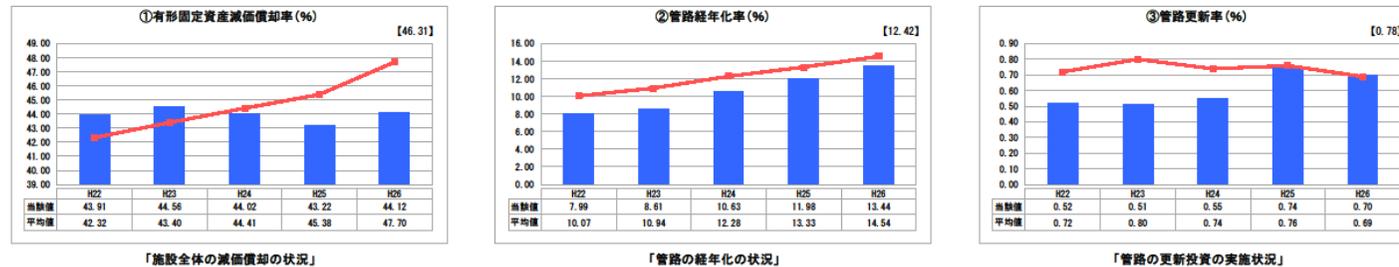
1. 経営の健全性・効率性について
- 経営の健全性について  
「経常収支比率」は100%以上を維持し、累積欠損もなく、「流動比率」も年次により上下するものの200%以上で、支払能力も十分な水準にあります。  
一方、「料金回収率」が100%を下回っているため、現状としては、給水に係る費用を料金で賄っていません。  
また、老朽化した施設の更新や耐震化に係る費用の財源を企業債に依存しているため、「企業債務高対給水収益比率」は、類似団体平均や全国平均よりも大幅に高くなっています。  
これらのことから、早期に料金水準の見直しが必要な状況であります。
  - 効率性について  
「給水原価」は、類似団体平均や全国平均よりも低く、「施設利用率」は類似団体平均や全国平均よりも高いことから、費用と施設の効率性は高いと考えます。  
「有収率」については、全国平均よりも高いものの、類似団体平均よりも若干低いことから、今後さらに充実した維持管理を実施し、供給した配水量の効率性を高める必要があります。

2. 老朽化の状況について
- 「有形固定資産減価償却率」は、老朽化した施設の更新や耐震化等を進めているため、類似団体平均や全国平均よりも低くなっています。  
「管路経年化率」は、全国平均よりは高いものの、類似団体平均より低い状況であり、「管路更新率」が低いため、今後も「管路経年化率」は悪化していくと見込まれます。

全体総括  
料金水準が類似団体平均や全国平均より低く、投資の財源として借金への依存度が高いことから、経営の健全性や施設の健全性を図るためには、早期に料金水準の見直しが必要であると考えられます。  
また、施設の更新にあたっては、限りある財源を有効に活用するため、重要度・緊急性等を考慮のうえ優先度の高いものから実施していく必要があります。

【参考】  
このような状況であることから、以前より検討を進めておりました料金水準の見直しについては、H27年12月議会において、H28年10月より水道料金を改定することが決定しております。

### 2. 老朽化の状況



※ 平成22年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、管路経年化率及び管路更新率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

# 地方公営企業等の経営改革に係る人的支援制度(概要)

専門家の助言を生かし、地方公営企業等が経営改革に取り組もうとする場合、①地方公営企業等経営アドバイザー派遣事業及び②公営企業経営支援人材ネット事業の人的支援制度を活用することが可能。また、地方公共団体金融機構が行う専門家派遣事業も利用可能。

## ① 地方公営企業等経営アドバイザー派遣事業

希望する市町村に対して、公営企業等の経営に精通したアドバイザーを派遣し、公営企業等の経営改革に取り組む団体を支援(平成7年より開始)

- 対象事業 公営企業、第三セクター
- 主に派遣される人材 公認会計士、経営コンサルタント
- 派遣方法 総務省にてアドバイザーを選定、市町村は活用したい事業を申し込み、総務省が選定したアドバイザーを受け入れ
- 想定日程 原則として1泊2日
- 経費の負担 アドバイザーの旅費・謝金は総務省で負担
- H28年度派遣実績 34団体(制度は平成7年度に創設)

### 【平成29年度】

- スケジュール H29年4月下旬 都道府県を通じて照会発出  
H29年5月下旬 申請締切り  
H29年8月～ 対象団体へアドバイザー派遣開始

- 派遣規模 年間30団体程度

## ② 公営企業経営支援人材ネット事業

総務省が公表している「公営企業経営支援人材ネット」リストの登録者の中から、公営企業の経営改革に取り組む地方公共団体が希望する専門人材を直接招へいし、受け入れ

- 対象事業 地方公営企業当然適用8事業、簡易水道事業、下水道事業
- 主に派遣される人材 公認会計士、自治体OB、自治体職員、研究者
- 派遣方法 登録者リストを総務省ホームページにて公開派遣を希望する地方公共団体は当該リストの中から専門人材へ直接問合せの上、受け入れ
- 想定日程 1年間を通じて数回程度
- 経費の負担 原則として各地方公共団体において負担  
ただし、特別交付税措置あり  
⇒対象経費(上限200万円)の1/2を一般会計から繰出  
一般会計繰出金の1/2について特別交付税措置
- H28年利用実績 6団体(公営企業会計の適用、経営戦略の策定等)  
(平成28年度より運用開始)

### 【平成29年度】

- スケジュール H29年4月下旬 登録者の追加に係る推薦依頼発出  
H29年7月 登録者リストの更新・公表(HPIにて)

## 専門家派遣事業(地方公共団体金融機構事業)

都道府県が開催する公営企業の経営改革に取り組む市区町村向け研修会等へ講師を派遣

- 講師旅費・謝金は地方公共団体金融機構が負担
- 各テーマにつき、講師2名まで派遣可能
- 講義内容は要望に応じて調整が可能
- 公営企業会計の適用拡大及び経営戦略の策定を支援

# 水道法の一部を改正する法律案の概要

## 改正の趣旨

人口減少に伴う水の需要の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足等の水道の直面する課題に対応し、水道の基盤の強化を図るため、所要の措置を講ずる。

## 改正の概要

### 1. 関係者の責務の明確化

- (1)国、都道府県及び市町村は水道の基盤の強化に関する施策を策定し、推進又は実施するよう努めなければならないこととする。
- (2)都道府県は水道事業者等(水道事業者又は水道用水供給事業者をいう。以下同じ。)の間の広域的な連携を推進するよう努めなければならないこととする。
- (3)水道事業者等はその事業の基盤の強化に努めなければならないこととする。

### 2. 広域連携の推進

- (1)国は広域連携の推進を含む水道の基盤を強化するための基本方針を定めることとする。
- (2)都道府県は基本方針に基づき、関係市町村及び水道事業者等の同意を得て、水道基盤強化計画を定めることができることとする。
- (3)都道府県は、広域連携を推進するため、関係市町村及び水道事業者等を構成員とする協議会を設けることができることとする。

### 3. 適切な資産管理の推進

- (1)水道事業者等は、水道施設を良好な状態に保つように、維持及び修繕をしなければならないこととする。
- (2)水道事業者等は、水道施設を適切に管理するための水道施設台帳を作成し、保管しなければならないこととする。
- (3)水道事業者等は、長期的な観点から、水道施設の計画的な更新に努めなければならないこととする。
- (4)水道事業者等は、水道施設の更新に関する費用を含むその事業に係る見通しを作成し、公表するよう努めなければならないこととする。

### 4. 官民連携の推進

地方公共団体が、水道事業者等としての位置付けを維持しつつ、厚生労働大臣等の許可を受けて、水道施設に関する公共施設等運営権※を民間事業者に設定できる仕組みを導入する。

※公共施設等運営権とは、PFIの一類型で、利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を地方公共団体が所有したまま、施設の運営権を民間事業者を設定する方式。

### 5. 指定給水装置工事事業者制度の改善

資質の保持や実体との乖離の防止を図るため、指定給水装置工事事業者の指定※に更新制(5年)を導入する。

※各水道事業者は給水装置(蛇口やトイレなどの給水用具・給水管)の工事を施行する者を指定でき、条例において、給水装置工事は指定給水装置工事事業者が行う旨を規定。

## 施行期日

平成30年4月1日(予定) (ただし、3.(2)は平成32年4月1日(予定))

1

※ 水道法の一部を改正する法律案は、3月7日に第193回国会(常会)へ提出されたが審議に至らず、衆議院において継続審議

# 簡易水道統合の経緯

## (1) 財務省予算執行調査

平成18年度に実施された財務省の予算執行調査において、簡易水道等施設整備事業について、次の点を改善するよう指摘された。

- ① 簡易水道事業の統合(上水道化)を推進すること
- ② 水道料金水準の適正化を図ること
- ③ 簡易水道施設整備に対する国庫補助を限定すること

## (2) 国庫補助制度の改正(厚生労働省)

厚生労働省では、予算執行調査を受けて国庫補助制度を見直し、平成19年度から平成28年度までの10年間、期限を区切って簡易水道事業の統合を推進することとした。

具体的には、平成21年度までに統合計画を策定しない場合は、原則として国庫補助が受けられないとすることによって統合を推進することとした。(平成29年度以降は離島等での事業を除き、原則補助金なし)

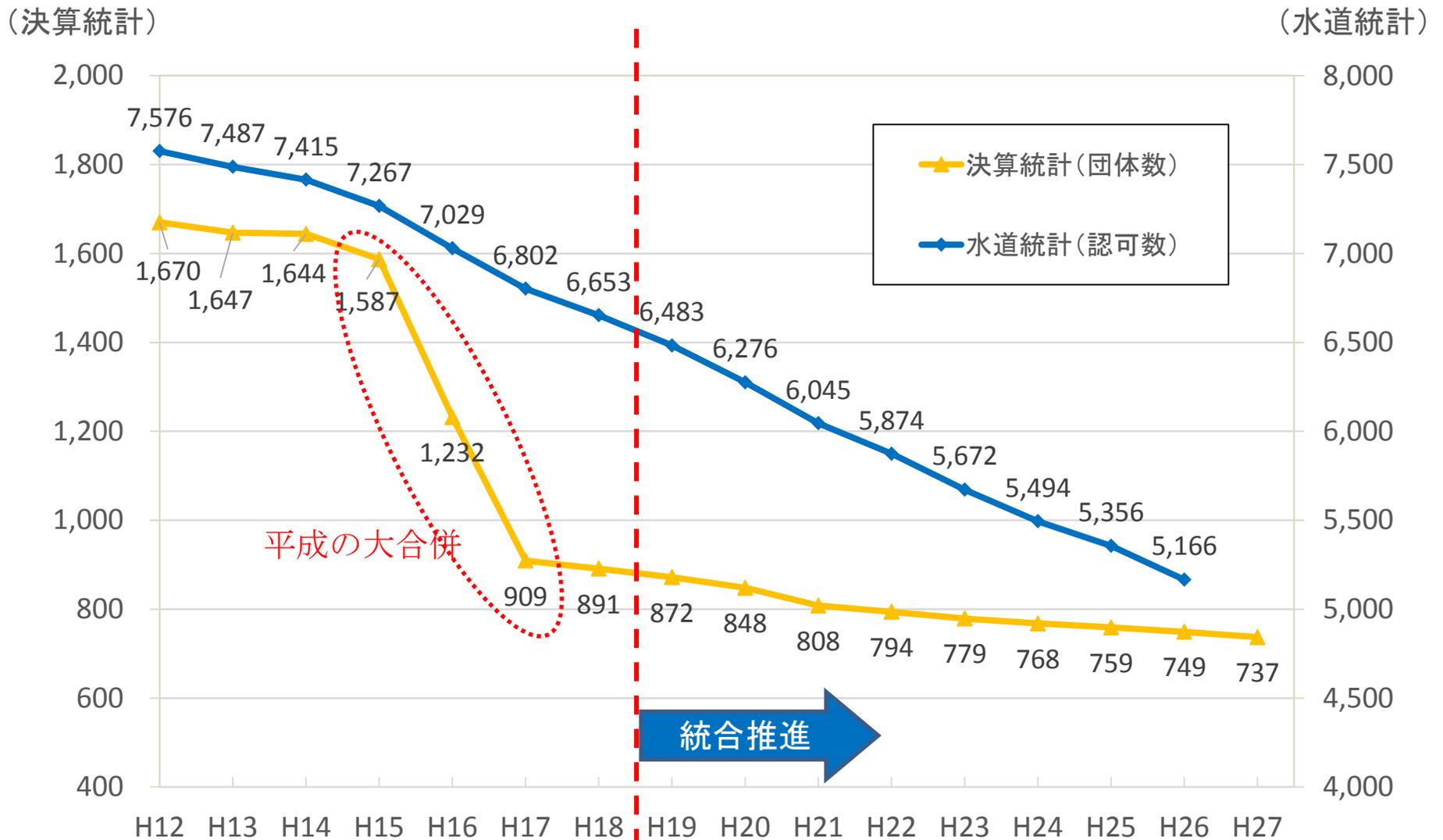
なお、東日本大震災などの自然災害による整備の遅れなど一定の条件を満たした場合には、統合期限を平成31年度まで延長することとした。

## (3) 総務省の対応及び財政措置

総務省としても、経営の効率化・健全化、経営基盤の強化等を図るため、円滑に簡易水道事業の統合が進むよう支援している。具体的には、平成19年度からは統合に要するソフト経費に財政措置を講じるとともに、平成22年度からは統合後に実施する旧簡易水道事業の建設改良に要する経費について財政措置を講じている。

また、平成28年度からは高料金対策及び建設改良に係る地方財政措置について、統合後の激変緩和措置を講じており、平成29年度からは、①簡易水道事業の統合推進に要する経費について引き続き地方交付税措置を講じること、②統合後の上水道事業における経営基盤の強化等を図るため国庫補助(簡易水道再編推進事業)の対象となった統合後に実施する建設改良事業について、過疎団体等に対する措置を拡充して引き続き地方財政措置を講じること、としている。

# 簡易水道事業数の推移



※ 公益社団法人日本水道協会「水道統計」及び総務省「地方公営企業決算状況調査」より作成  
 ※ 「水道統計」は、「簡易水道事業（公営）」の事業数による

# 公営企業の経営健全化等に関する調査研究会 報告書(概要)

自治総合センター  
研究会

## ～条件不利地域における水道事業のあり方について～

### 1. 研究会の目的

- 人口減少等に伴う料金収入減少、施設等の老朽化に伴う更新需要増大、大量退職等に伴う職員数減少など、公営企業を取り巻く経営環境は厳しさを増しつつある。特に簡易水道事業をはじめ条件不利地域における水道事業において、人口減少、経営基盤の脆弱性、職員減、施設・設備の維持管理・更新などが課題。
- 簡易水道を統合したものの地勢等により効率化等の効果が出ていない地域やそもそも統合・広域連携が困難な条件不利地域もあると考えられる。
- 上記を踏まえ、簡易水道事業の統合の実態について調査し、その課題等を把握・分析することを通じ、今後の水道事業の経営健全化等に必要な施策についての調査・検討を行う。

### 2. 条件不利地域における水道事業の現状・課題

#### 1. 経営の現状

- ・ 特に簡易水道事業において、以下の観点から経営基盤が脆弱
  - ① 料金回収率が低い(53.9%)
  - ② 給水原価に占める地方債償還金の割合が高い(42%程度)
  - ③ 総収益に占める他会計繰入金の割合が高い(25%程度)

#### 2. 経営環境の変化

- ・ 人口減少による料金収入の減少
- ・ 施設の老朽化による更新需要の増加
- ・ 施設・設備の耐震化が必要
- ・ 人員不足や技術継承がうまくいかず、必要なノウハウが失われる

#### 3. 簡易水道統合における課題

- ・ 施設の統廃合(ハード統合)が困難
  - ※地勢等により、統合に際して多大な整備費用がかかる
  - ※施設の統廃合を伴わないソフト統合を行う場合もあるが、ハード統合に比べると経営効率化の効果があまり期待できない
- ・ 統合後の経営への影響
- ・ 統合後における施設・設備の整備に係る財源確保
  - ※経営状況や施設の整備状況等により、統合後の上水道事業の経営状況に影響を与える場合がある

### 3. 今後の方向性

#### 1. 経営戦略の策定

- ・ 経営戦略策定の必要性を整理。特に検討すべき取組として、長寿命化、施設・設備の統廃合(ダウンサイジング)、性能の合理化(スペックダウン)、民間活用、広域化等、料金の適正化、住民・議会への情報提供・共有が必要

#### 2. 公営企業会計の適用

- ・ 経営・資産等の状況を正確に把握するため、公営企業会計の適用が重要

#### 3. 経営比較分析表の活用

- ・ 経営比較分析表の積極的活用

#### 4. 維持管理への対応

- ・ 維持管理体制(人員・技術力)について、以下のような提言
  - ① 都道府県、地域の中核となる事業体による技術支援  
(例:天龍村に対し、長野県企業局が事務の代替執行により支援)
  - ② 研修機会の確保
  - ③ 維持管理の受け皿組織の設立(例:(株)水みらい広島)
  - ④ 地域住民の主体的参加(例:道守)
  - ⑤ ICT活用及びIoTによる今後の維持管理  
(例:施設の遠隔監視、システムの共同利用)
  - ⑥ 事務の共同委託(例:かすみがうら市と阿見町のシェアードサービス)
  - ⑦ 自治体OB職員等の活用の有用性
  - ⑧ 職員の継続的配置
- ・ 新たな給水方法の検討(例:給水車による運搬、露出配管の設置)

#### 5. 簡易水道統合に係る更新投資への対応

- ・ 国庫補助金の確保及び統合後における財政措置(現行制度の延長その他)について提言